

令和 8 年第 2 回
笠間市議会定例会会議録 第 4 号

令和 8 年 6 月 1 2 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

出席議員

議 長	22 番	畑 岡 洋 二 君
副 議 長	9 番	田 村 幸 子 君
	1 番	長 沼 恵 君
	2 番	長谷川 愛 子 君
	3 番	酒 井 正 輝 君
	4 番	河原井 信 之 君
	5 番	鈴 木 宏 治 君
	6 番	川 村 和 夫 君
	7 番	坂 本 奈央子 君
	8 番	安 見 貴 志 君
	10 番	益 子 康 子 君
	12 番	田 村 泰 之 君
	13 番	村 上 寿 之 君
	14 番	石 井 栄 君
	15 番	飯 田 正 憲 君
	16 番	西 山 猛 君
	17 番	石 松 俊 雄 君
	18 番	大 貫 千 尋 君
	19 番	大 関 久 義 君
	20 番	小 藺江 一 三 君
	21 番	石 崎 勝 三 君

欠席議員

11 番 林 田 美代子 君

出席説明者

市	長	山 口 伸 樹 君
副 市	長	北 野 高 史 君
教 育	長	小 沼 公 道 君

市長公室長	小里貴樹君
政策企画部長	森望君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	成田崇君
保健福祉部長	深澤充君
こども部長	根本由美君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	田中博君
上下水道部長	植本純平君
教育部長	松本浩行君
消防長	谷口哲也君
会計管理者	鶴田宏之君
笠間支所長	山内一正君
岩間支所長	高久和一君
企業誘致・移住推進課長	佐藤隆君
企業誘致・移住推進課長補佐	山口美徳君
環境政策課長	大内光広君
環境政策課長補佐	佐山明君
脱炭素推進室長	藤枝諭君
社会福祉課長	金木和子君
社会福祉課長補佐	高松繁樹君
こども政策課長	宮本隆君
こども政策課長補佐	岡部隆君
統括支援員	高瀬修一君
こども育成支援センター長	矢野郁子君
調整官	木村成治君
商工課長	桑嶋一志君
商工課長補佐	山本明子君
観光課長	菊地恵一君
観光課長補佐	藤井伸広君
都市計画課長	河原井浩典君
都市計画課長補佐	菅谷清二君
学務課長	仁平秀明君
おいしい給食推進室長	若月一君

おいしい給食推進室長補佐	川 嶋 進 君
生涯学習課長	山 本 哲 也 君
生涯学習課長補佐	豊 田 修 司 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 井 謙
議 会 事 務 局 次 長	小松崎 守
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
主 査	上 馬 健 介
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程 第 4 号

令和8年6月12日（金曜日）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は、11番林田美代子君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第4号のとおりといたします。
これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、16番西山 猛君、17番石松俊雄君を指名いたします。

一般質問

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問の内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、3番酒井正輝君の発言を許可いたします。

〔3番 酒井正輝君登壇〕

○3番（酒井正輝君） 参政党の酒井正輝です。議長からありましたので、通告どおり、一問一答方式で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、大項目1、前回第1回定例会の「個人墓地は新設できるのですか」という問答があったのですが、市のスタンスとか情報は大体出そろって理解できたのですが、ちょっと最後時間がなくて不明確な部分が残ってしまって、ちょっと手短に確認させていただきたいと思います。

小項目①、部長答弁によると、「法律では、墓地を経営する者は、地方公共団体、法人、公益法人、社団法人とするのが原則」ということだったので、これは一体どの法律の何条に書かれているか、伺っていいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 3番酒井議員の御質問にお答えいたします。

法律では、墓地を経営する者は、地方公共団体、公益法人とするのが原則とのことだが、どの法律の何条に書かれているかとの御質問でございますが、墓地の経営につきましては、墓地、埋葬等に関する法律第10条に「墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、

都道府県知事の許可を受けなければならない」と規定されており、墓地を経営する者を特定する記載はございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） ないという答えて理解しました。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 法律には規定はないということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） ありがとうございます。

私の狙いは、人々がより協力し合って暮らす社会とか、環境保全型の社会をつくっていききたいなと思って動いているつもりなのですけれども、ただここが明確でないと、市の答弁では意味合いは、前回の答弁では意味が全然変わってきてしまうので、ちょっと情報整理させていただきました。ありがとうございます。これは分かりましたので、先行きたいと思います。

大項目2、脱炭素先行地域計画の選定に伴う今後の事業計画について問うということで、伺いたいと思います。

そもそも脱炭素先行地域というもののなのですけれども、私の理解では、この温暖化対策、地球温暖化ですね、その対策として自治体が独自の事業に取り組みたいという場合に国が補助金を出しましょうと、そういう理解なのですけれども、笠間市は今回6回目のエントリーで国からオーケーが出たと。今回、選定されたという流れだと思います。

この先行地域の件は令和6年第2回定例会でも聞いたことがあって、企画段階ではあったのだけれども、いろいろ情報を整理させていただきました。その後も、事業内容とか、あるいは予算配分についてどういう計画なのですかと担当課で聞いてきたことはしばしばあったのですけれども、これ選定が決まっていけないものは公開できませんという説明を受けてきたのですね。今回選定が決まったので、1回どういうお考えなのですかと聞いてみようと思います。

今年5月21日全員協議会で、計画は九つの事業で成り立っていますという説明があり、おのおの予算額を示して予算要求していく旨が説明されました。

それを踏まえて、小項目①です。九つの事業を挙げているのですけれども、今回6月の補正予算で要求する事業はどれでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 九つの今回事業を御報告させていただいているところ、6月の補正予算で要求する事業はどれかという御質問かと思います。

本定例会において補正予算を計上していただいております事業でございますが、エネルギーの地産地消を推進するための地域支援エネルギー会社設立に向けた支援事業と、本年度より令和12年度まで5か年の継続費を設定させていただく予定でございます脱炭素先行

地域計画の目標達成に向け、関係事業者との緊密な協議調整や進捗管理等の事業調整を一元的に実施する支援事業の2事業でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） ありがとうございます。二つの事業で理解しました。

エネルギー会社の設立の事業と、新しい会社をつくるのを補助していこうというものだと思うのですが、もう一つが事業の進捗管理を含めた計画支援事業ということですが、計画事業のほうは監督する人たち、監督というのですかね、事業の進捗を監督する人を外部の業者に頼みますよということだと思うのです。

それは分かるのですが、このエネルギー会社設立事業のほうなのですから、得られる公益というものは何でしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 答弁どうされますか。質問がはっきり分からなければ、対応をお願いいたします。分からない。

環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） すみません、もう一度御質問いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） エネルギー会社を設立する、それを税金を使って補助していくに当たり、税金を使った公益というものは何ですかということなのですから。例えば、脱炭素がこれだけ進みますよとか、金銭的メリットが市にありますよとか、そういった形で伺いたいのですけれども、いかがでしょう。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） エネルギー会社の設立が公益にどう関わっていくかという御質問だと思います。

エネルギー会社自体には、今回の交付金を充ててつくるものではございません。協力の事業者等と出資金を募らせていただいて設立するものでございまして、この計画全体の中で再生可能エネルギーで発電した電気を購入させていただいて、それを地域の方たちに売っていくということで成り立たせる会社でございます。

さらに、そこで得た収益を地域のために、地域の支援のために使っていくということは、公益につながるものだと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） つくった電気を地域の人たちが買えるという説明だったのですが、その地域というのはこの先行地域の、今回の計画に定めた地域の人という理解でいいのかということと、もう一つ、それは安価に買えますよという理解でよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 先行地域のエリアの方々と、従来の電気料よりも安価で

提供できる、購入できるものというふうに捉えております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。ありがとうございます。

小項目②に行きたいと思います。一つ目のこの事業なのですが、1住宅及び窯元に対して省エネ設備を導入する事業によって、設置する人が得られるメリットはということなのですが、電気代が安くなるということなのですかと。

あと、ちょっと補足なのですが、この通告の文言では「省エネ設備」とだけ書いてあるのですが、前回の全協の説明では省エネに加えて、再エネの設備というのが事業内容にありましたので、それぞれ省エネ・再エネ、こういったメリットがあるのか、説明いただけますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 住宅、窯元の方々に対する再エネ・省エネ設備を導入する事業でございますけれども、本事業は、先ほども申し上げましたとおり、計画エリア内の住宅及び窯元を含む事業所に再エネ・省エネ設備の導入を促進することで、電力の脱炭素化を図るものでございます。

これによりまして、再エネや省エネの設備を導入した方や事業者の方々につきましては、電気代のランニングコストが軽減され、また最新の省エネ設備を導入することで、維持管理にかかる費用や労力の軽減といったものも導入による効果と考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 最新の省エネ設備というのは、具体的に何のことですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 最新の省エネ設備ということでございますが、例えばLEDの照明ですとか、今回対象にしていますのはエアコンになります。エアコンにつきましては省エネ達成率が100%以上のものということで、現在も補助を実施しているところですが、同様のもの、高効率なものになります。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。省エネのほうはエアコンなど家電、家電と言っていいのですかね。あるいは、照明といった、そういったものが家計に寄与するという側面もあるのかと思います。

今度、再エネ導入のほうについて伺いたいのですが、この脱炭素を進めると、寄与するということでしたが、民間のこの事業を行うことによって、年間のCO₂削減効果でどれぐらいなのか、それは計算できているのですか。年間というのか、設置費用に対するCO₂削減効果を耐用年数で割ると出ると思うのですが、そういったものは用意できておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） この事業によるCO₂の削減効果ということでございますが、国の計画の提案内容の精査により公表される数値が変わる可能性ございますが、提案時点の事業ごとの累計のCO₂削減効果が出ておりますので、こちらで申し上げさせていただきます。

まず、住宅への太陽光蓄電導入につきましては約7,968トンCO₂、住宅の省エネ化につきましては約724トンCO₂、事業所への太陽光発電蓄電池の導入で約2,125トンCO₂、事業所の省エネ化で約210トンCO₂。同様の事業所ですが、宿泊施設への太陽光発電蓄電の導入で約1,204トンCO₂、窯元への太陽光蓄電池の導入が508トンCO₂、同じく窯元の省エネ化で約87トンCO₂の削減が図られる計画となっております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

それは、年間でということよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） こちら、導入によって効果のあるものになりますので、耐用年数も含めた形での削減量になります。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 耐用年数は何年を想定していますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 耐用年数につきましては、エアコンにつきましては、住宅用、事業所用どちらも6年で想定しております。あと、太陽光の設備に関しましては17年、LEDに関しては20年を想定してございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

この脱炭素の目的なのですけれども、当然CO₂削減ということだと思うのですね。前にもちょっと申し上げたことあるのですけれども、ソーラーパネルとか、そういったモジュールを造るのに、造るときにもCO₂発生しますよと言ったのですね。

そういったことは加味しての計算をしているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 製造過程等についての分に関しましては、加味してございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと先進みたいのですけれども、小項目③に行きたいと思います。九つの事業のうち一つ、大規模太陽光発電導入事業（ソーラーカーポート）とあるのですけれども、これ

はどこで誰が何をするものでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） ソーラーカーポート事業、どこで誰がということですが、こちらは駐車場の利用を継続しながら車両の上部空間に架台を設け、その上に太陽光パネルを設置して発電を行うものでございます。

想定しております駐車場は、笠間芸術の森公園東駐車場を活用したことを計画しており、発電した電力につきましては、電力系統を通じまして、今後設立を予定しております地域エネルギー会社が実施する形で、計画エリア内の住宅や事業所などへの供給を行っていくというものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

発電した電力は、その会社のものになるという理解でよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 会社のものになるとすると、それを税金を使って設備を、会社のためにやっているような、そんな印象になる気がするのですけれども。

これを行うことによって、市とか、国民とか、地域のためになるという効果というのは何でしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 会社のものになるという、ちょっとすみません、言葉が足りなかったかと思います。発電した電力を会社のほうに売電するという形になります。

その売電した電力を地域内に還元していくということで、先ほど課長のほうからも答弁しましたように、安価な電力の供給、地域の脱炭素化の促進、こういった点が公益に通ずるものと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 売電する権利というのは、市にあるということでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 売電する権利になりますと、今回設立する会社のほうで売電していくことになります。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） それだと、さっきも聞いたのですけれども、公益ではないと思うのですね。市民が安く買えるとか、そういうことなのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 提供する、供給する電力は、既存の電力、電気に代わっ

てこの会社が売る電力を購入していただくことになりますので、市民への還元ということになるかと思います。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） それは、無料で還元するということですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 無償ではございません。安価な電力で提供できるというものでございます。

そこで得た収益というのは、ほか様々な事業ございますが、それらの実施に活用していくという、そういうスキームでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） すみません、ちょっと私の理解がまだ追いついていないのですが、利益を周囲に活用するということなのですか、その利益というのは誰のものなんですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） その利益というところですが、まずちょっと全体像についてお話をさせていただきます。

今回、今、御説明させていただきましたソーラーカーポートにつきましては、発電事業者が今回の交付金を使って、そこに設置をするものです。交付金を使うことで安価に設置が可能となりますので、そこで発電した電気も安く売ることができる。

その発電した電気を地域支援エネルギー会社が安価で購入させていただいて、さらに安い金額で地域の方たちに使ってもらおうというスキームになりますので、通常の東京電力とかの一般的な電気料金よりも、多少安く市民の方には御提供できるということになります。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 意味は分かりました。

最初に税金の交付金で設備を建てられるので、それが安価に提供できる理由ということなのですか、それはそもそも税金なわけではないですか。つまり、最終的に市民が安価に購入できますよということなのですが、元から取られているわけですよね。税金で取られた分、得をしますよと。国民が、全国民を一つの人格だと考えて、税金で取られた額に対してちょっと計算式考えるの難しいのですが、私が言っているのは、最終的に国民は損しているのですか、得しているのですかと。そこを計算して、ちゃんと説明できるのですか。

つまり、もともと取られたものを度外視しておっしゃっていると思うのですが、そういった要素、元の税金が投入されているという、課税されているという、そこも加味して得ですよと、収支が下回らないですよという説明はできますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 元の税金からの計算というあたりはやっておりません。

ただ、この事業自体が、2025年カーボンニュートラルの実現に向けたモデルの事業として成立しているものでございまして、今回そのモデル事業として実施する、いわゆる事業費、コストに対しての考えなのかなというふうに思っております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） ちょっとこれは今の答弁に私の理解が合っているか分からないのですけれども、お金の部分に関しては私はちょっと疑問がありますということで伺ったのですね。本当に、国民のためになっているのか。ただ、それはなかなかこっちも聞き方難しいので、ちょっと回答を聞いても、本当に金銭的メリットがあるのかというと、私は今の説明だと分からないという率直な印象です。

でも、それに対して、CO₂削減効果があるから、そういった公益がありますよという理解でよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 今回の脱炭素先行地域に係る事業を実施することで、一定の事業費、コストを投入するわけですが、それでなお効果があるというふうな理解で進めているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。ひとまず先行きたいと思います。

小項目④、大規模太陽光発電導入事業（水上発電）とあるのですが、これはどこで誰が何をするもののでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 水上太陽光でございますが、ため池の水面にフロートと呼ばれます、いわゆる浮体式の架台を設置しまして、その上に太陽光パネルを配置して発電を行うものでございます。

既存のため池を活用することで、新たな土地造成を抑制しつつ、一定規模の再生可能エネルギーを導入するという手法でございますが、これをどこで誰がということですが、現在の計画は随分附地内にございます東池、西池において整備を予定しておりまして、実施するのは先ほど来の地域エネルギー会社ということになります。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 池は誰の所有ですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 今、地域新エネルギー会社ということで部長のほうで答弁させていただきましたが、実際にそこに太陽光を設置するのは発電事業者になります。まだ、こちらは正式に決まっていない事業者になります。

○議長（畑岡洋二君） 答弁が、池は誰の所有かという質問かと思えますけれども、願
いいたします。

環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 失礼しました。

池の所有者になりますが、笠間市の所有になります。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 池に太陽光モジュールを並べるということなのですからけれども、こ
のパネルには有害物質も含まれているという指摘がありますけれども、そういうものが溶
け出したりとか、かえって環境破壊になるとか、そういった懸念はないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 有害物質が流出することが考えられないかということな
のですが、全国でも事例がございまして、もう既にやっているところがございまして。

当然、水の上に浮かべるので、そういった防水対策というのはきちんとした形で考えら
れておりまして、経産省とかそういったところでもいろいろな事故なども踏まえまして、
ガイドラインが示されているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

仮にですけれども、うまくその事業が立ち行かないとか、そういう話になった場合、そ
の残ったパネルというのは一体どうなるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 事業が急遽なくなった場合にその残ったものはどうなる
のかということですが、今の太陽光発電をやるときには廃棄まで含めて積立て等
を実施するのは通常の事業の実施になってございますので、そういったもの、積み立てた
もので、廃棄等対応していくことになると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

これも公益ということでちょっと伺いたいのですけれども、ソーラーカーポートと同じ
考え方でよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 同じ御理解でよろしいかと思います。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

小項目⑤に行きたいと思えます。公共施設への太陽光発電、蓄電設備導入事業とありま
すけれども、これは一体どういった事業でしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 公共施設への太陽光発電事業、こういった施設かということですが、公共施設の屋根等に太陽光発電設備を設置しまして、発電した電力を当該施設、設置した施設で使用するにより、施設で使用する電力の一部を再生可能エネルギーで賄うことを狙った事業でございます。

現時点では、計画エリア内にございます笠間小学校及び笠間中学校を対象施設として予定してございまして、校舎の屋根を活用した太陽光発電設備の導入を想定してございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） その電力を校舎などで使えるという理解でよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） それは買うのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 買う、公共施設の電気使用料として購入するという形になります。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） それに加えて、地代みたいなのは発生するのですか。空間を貸与する、そのお金です。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 設置した地代は発生するののかという御質問でございますが、実際に事業者が屋根を借りて設置をすることになります、もしそこに地代とか賃借料が発生しますと、その分も含めて電気料金に反映されてしまうことになりますので、通常は地代は発生させないで実施するものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） もともと、その設備を税金使うにしろ事業者が負担するにしろ、お金がかかりますよね。

それに加えて、安い電気代が市に入ってきますよということなのですから、それは元が取れるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 太陽光設備設置しますと、先ほど耐用年数17年あるということでお話しさせていただいたと思いますが、その17年、大体20年くらいを想定して実施する事業になりますが、事業者はそこに交付金を使って安価に設備が設置できる、その設備を設置した分の費用を電気代に変えて回収をしていくというのが事業スキームになりますので、それに見合った電気料金を設定して、電気料金で収入を得ていくということで成り立つ事業になります。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） ちょっと聞きたいこととは違うのですが、私が伺いたいの
は市民負担は減るのですか、増えるのですか、どちらですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） この事業によって市民負担が減るかということですが、先ほど来申し上げましているとおり、電気料、公共施設の電気使用料が下がる、
軽減されるということになりますので、公共施設の維持管理コストが安くなる、ひいては
市の財政負担の軽減につながるもの、市民の負担軽減に大きくつながっていくのではない
かというふうに思います。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） つながってくるのではないかという判断で、ちょっと言い切れ
ていないところがあるのですけれども。つまり、元からこの事業に関わる部分の税金は、発
生しているわけではないですか。それが100だとすると、それに発電によって得られるも
のですね、それが100を上回るか下回るのかということではちょっと気になったのですけれ
ども。その計算というのはできているのですか、できていないのですかと。

そういう、できている、できていないで答えていただけますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） その計算はしてございません。

今回の先行地域に関しましては、先行地域で実施する投入コストに対して、削減効果と
してCO₂排出量がどれだけ削減できるか、その費用対効果等について求められているも
のでございまして、その点についてのみ計算しているということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

お金の面ではなくて、あくまでCO₂削減がメインであるという理解でよろしいですね。
CO₂削減効果というのは計算できているという理解でよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 提案時には、一定の算出、計算をしているということ
でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） それは幾つと、ここでは言えるものなのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 先ほど住宅用とかでもお話しさせていただきましたと
おり、提案時点の事業費に係るCO₂の削減効果としてお示しすることができます。そちら
につきましては、累計の数値になりますが、約691トンCO₂でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。次の項目に行きたいと思います。

小項目⑥です。修行モデル工房のZ E B化事業、これはどういったものか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 修行モデル工房Z E B化事業はどういったものかという御質問でございますが、本事業は、既存あるいは空き家となっております笠間焼の工房を、再エネと省エネによる建物で消費する1次エネルギーの消費量を相殺できる建築物とされており、いわゆるZ E Bを行い、電気量の削減により施設運営のコスト軽減を図り、笠間焼担い手育成の拠点の維持、形成を図っていくというものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

これは、Z E Bなのですか。つまり、建物内で使う消費エネルギーに対して、生み出すエネルギーのほうが多いという理解でよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） Z E B化を目指すこととしておりまして、完全なZ E Bになり得るかどうかは、これからの調査で決まっていくものとなります。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

これも、企画段階ということなのでしょう。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 今回、補正予算要求させていただいた事業以外のものは、今後予算化に向けて、さらに詳細な計画等を詰めていくようなものになっていくと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

計画が詰めてきた結果、また説明があるという理解でよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 当然、提案時のときにできる範囲での検討というのは行っておりますが、詳細詰めていけば、CO₂排出量など、若干の違い、相違というのは出てくるかと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） それ、説明があるかないかをちょっと伺いたかったのですが、つまり、予算を要求する前に、こういった効果がありますよと、費用対効果ですかね、それがないとちょっと判断できないではないですか。

そういう説明いただけるのですかということで、伺いたかったのです。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 失礼いたしました。

各事業の実施に関しましては、都度タイミングによりますが、補正もしくは当初ということになりますが、事業の内容ですね、それは説明させていただくことになろうと思います。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。ありがとうございます。

次、行きたいと思います。小項目⑦なのですけども、九つの事業、ほかにもこの工房バンクの再エネのリフォームとか木質バイオマスボイラー導入事業などあるのですけれども、その中で、九つある中で、笠間焼事業者を支援するという今回の計画にはそういう側面があるのですけれども、その窯業事業者にメリットは、直接的なメリットがある事業というのはどれであると理解すればいいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 笠間焼事業者にとってメリットのある事業、こういったものかということかなと思います。

費用面の観点で申し上げますと、太陽光発電、蓄電、省エネ設備の導入事業により、それぞれの設備導入及び更新に係る経済的支援に加えまして、ソーラーカーポート事業や水上太陽光事業及び設立予定の地域支援エネルギー会社による安価な地産電力の供給契約によって、作陶過程で使用します電気代の負担軽減などが図られるかなと思っております。

また、独立や定住支援の観点から申し上げますと、先ほど申し上げました、修行モデル工房事業によりまして、若手の作陶家が独立に向けて技術向上が図れる環境が提供できるといったことに加え、工房バンク事業を通じて自身の作陶に適した空き家、空き工房とのマッチング、さらには入居時の支援なども行いながら、事業活動の拠点を確保しやすい地域環境が整っていくことと考えております。

また、少し長くなりますが、原料調達の観点から申し上げますと、バイオマスボイラー導入事業によりまして栗の剪定枝を処理するわけですが、副産物として発生します栗灰を一定量確保できることから、それを釉薬原料として安価に購入できるようになり、地産原料の安定調達が可能となるなど、栗灰や笠間長石といった地場産との連携により、環境面からの付加価値向上にもつながるものと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

今おっしゃった栗灰の件なのですけれども、安価に原料買えますよということです。安価に買えるのはいいのですけれども、このボイラー事業、すごい2億円以上かかる、設備投資にかかるということだと思うのです。それに対して、栗灰の原料代どれぐらいになるかという、多分下回ると思うのです。それは、別に笠間焼、窯業者支援だけでやってい

るのではなくて、この発電、そういった、あるいは化石燃料を使う量が減りますと、そういった答えが来ると思うのですけれども。

私はここで疑問に思うのは、笠間焼が何で出てくるのかなということなのですね。つまり、産業支援となると、環境保全とかとは別の案件なのです。担当課が違うのではないのかなと、それ思うのです。事業内容を聞いていると、本当に笠間焼支援となるのかと、そこにちょっと疑問があるのです。

例えば、先ほど支援額のほうが、このボイラー設備投入するより下がっちゃうのではないかなと思うのです。それが脱炭素とか、私個人的には本当に効果あるのか謎なのですけれども、そういったものをやめて一般財源の部分だけ、それを全て、全てではないのですけれども笠間焼支援に回すとか、そっちのほうが産業支援という意味では効果的なのではないかなと思うのです。

なぜ、この幾つかあるばらばらのものを同時に行っているのか、そこをちょっと伺っていいですか。何で笠間焼、出てくるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 笠間焼の支援に関しては所管が違うのではないかなというようにお話もございましたが、笠間焼の支援につきましては、あくまで本来産業の振興であり、我々の領域ではないというふうには思っております。

今回、提案している内容というのは、我々はあくまでその地域の脱炭素化がメインでございまして、加えて脱炭素化によって地域課題の解決等も同時に行っていくというのが、今回の計画の趣旨でございます。

笠間焼のいわゆる支援については、まずその環境面からといいますと、環境からは、要は角度が違う、視点が違う、加えてのさらなる支援という形で、本来の笠間焼振興の取組とはまた別角度からも加えて支援していくと、そういう視点でやっているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。脱炭素がメインであると。産業支援より、そっちのほうが上位に来るのかなと思います。あるいは、その過程で従来の支援とは別の異質の支援ができればいいと、そういう理解をしました。

小項目⑧に行きたいですね。以前の計画、5回目のエントリーですね。そのときは、この「サステナブルクラフト（仮称）」ということで、笠間焼でも脱炭素とか、そういった環境に優しいですよと、そういうコンセプトでリブランディング化すると目的がありました。もくろみですね、あったのですけれども、今回それがなくなったように思うのですけれども、それはどういった経緯があるか、ちょっと伺っていいですか。考えをちょっと聞かせてください。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 以前の計画では、サステナブルクラフトとしまして、笠間焼をリブランディング化するもくろみ、考えがあったが、そのあたり今回変更になったのではないかと、経緯含めてということかなと思います。

前回の提案におけるリブランディング化につきましては、独自の認証制度を創設し、笠間焼の作陶工程を脱炭素化したサステナブルクラフトとしてブランド化を図ることで、売上げの向上や地域の活性化を目指すという内容でございました。

今回、国の評価委員会からの助言あるいは共同提案書などの協議検討を経た中で、今回行った計画提案につきましては、再エネ電力供給はもとより、住みやすい生活環境の構築と地域資源の活用を両立することで、新たにつくるエネルギー会社において得られる収益によって、笠間焼産業の若手や担い手の育成につなげ、地域経済の循環による地域活性を実現していくほうが効果あるだろうということで、提案の変更を行ったものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 戦略を見直したということですかね。そのほうがよりよくいいと、支援できるのかなという理解をしました。

この全協のときの説明なのですけれども、今回の説明なのですけれども、笠間焼産業の持続可能性の向上とあります。今おっしゃったようなことで支援していきたいのかなと思いますけれども、そもそも笠間焼というのは、今のままでは持続不能と捉えているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 笠間焼産業が今のままでは持続がいかなくなるのではないかと御質問でございますが、この陶芸の作業に関しましては、計画段階で様々なところの今の状況を確認させていただいているところでございます。

やはり、陶芸作業、どんどんやっていく方が減っているという状況がございます。ただ、笠間焼に関しては今横ばいの状態というところで確認させてもらっているところでございまして、今後そういったほかの地域と同じようなことにならないように、今の段階からそういう支援をすることで持続可能性を高めていこうという計画でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

窯業事業者が全国的に減っているということだと思うのですね。同じ轍を踏まないように笠間焼を支援していきたいとおっしゃったということだと思うのです。

ただ、現状として、おっしゃるように、笠間焼の内部事情、私は私で何となく知っているのですけれども、そんなに衰退しているとは思っておりません。先ほども担当部署が違うのではないかといいましたけれども、仮にほかの窯業地が、何ていう、ちょっと失礼な言い方かもしれないですけれども、売上げがいまいちちょっと下がってきている現状がある、それは事実だと思います。ただ、この産業が立ち行かないとしたときに考えられる原

因というのは、この品質とか生産性が不十分であるとか、あるいは販路が不十分、確保が不十分である、そういったことが主な要因だと思うのです。地球温暖化とか、もう関係ないのです。

異質の支援をしていきたいですと、そういった内容の答えをいただきましたけれども、それが本当に必要なのかというと、すごく疑問があるのですよね。以前の２年前の一般質問で申し上げたのですけれども、本来その作品の品質とか、あるいは造形にまつわる、そういった要素でブランディングしていくべきなのです、笠間焼のためを考えると。それが、脱炭素とか環境に優しいですと。これは個人的な考えですけれども、果たしてこの地球温暖化問題というのは、本当に起こっているのかちょっと分からない。これに関しては、いろいろ世間のイメージもちょっと違うと思うのです。そういった造形のかっこよさとか、それとは違うものが入ってくると、本来のイメージが埋もれちゃうのです。

つまり、これ環境政策課で行うような案件ではないと私は思っております。余計なことをしてしまうと、今度は長期的なことと言えば、産業にとっていいのか、すごく疑問なのです、どんな支援ができますかと。焼き物産業のメリットありますかといったら、電気が安価に買えますとかそういったことで、それも悪いことではないのですけれども、本来行うべきは、つくり手の向上だと思うのですね。陶芸大学校も、そういうこと絶対やってはいるわけなのですよ。私も大学校でちょっと講師したことがあって、内部の教育方針見ているのですけれども、やっぱりその脱炭素とかそんな関係ない、リブランディングをしているとかそんな発想全くなくて、やっぱりつくり手の技術の向上とかデザイン力の向上とか、そういったものを教育しているわけですよ。実際、出た人は、活躍している人いっぱいおります。そういった支援をやるのは多分担当課はちょっと違うものであって、ここにやはり脱炭素でやるのだったら、やっぱり脱炭素で一本で事業を行うべきなのです。

どうも、笠間焼というものを利用されているのではないかと、そういう印象があるのですけれども、そこをどうお考えですか。本当にその将来、笠間焼の将来というのを考えているのか、一時的に補助金をもらいたいと、そういう勘ぐりたくなってしまうのですけれども、ちょっと答弁いただけますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） これまで継続してきた、その伝統ある笠間焼の産業の振興という、いわゆる本来の部分については、我々のほうから否定するものでもございませんし、今回提案している内容というのは、先ほど来申し上げましているとおりの、脱炭素、いわゆるCO₂削減の取組といった側面からも支援できるのではないかといいところからが発端でございまして、全ての笠間焼を脱炭素化しようとか、そういう話ではございませんので、ここについては作家さん方々の御理解とか、あるいは選択というものも入ってくるものと考えてございまして、我々としては新たな価値を創出すると、そういう視点で取り組んでいるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。結局、最終的にはこの脱炭素というのは是非を問うということになってくると思うのですけれども、脱炭素の効果がないとなれば、それに、この事業費全部、この一般財源があるわけであって、それ全部ほかのことに回したほうがいいのではないですかと。そういったのは私の考えなのではけれども。

それを踏まえて、小項目⑨に行きたいと思います。この事業を実行した際に見込めるCO₂削減効果というのは、個別には先ほども幾つか教えていただいたのですけれども、総じて幾らになるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 今回九つの事業を実施して総じて見込める効果、CO₂に関する効果とのことでございますが、本計画で提案時に掲げております事業実施に伴うCO₂排出削減量は、トータルで4万2,883トンCO₂を見込んでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。事業費総額が22億円ぐらいなので、これで割れば1億円当たりの費用対効果が出ると思います。

この4万2,000トンぐらいですかね、CO₂減りますよとお答えいただいたのですけれども、これはどういった計算を行ったのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 計算の方法になりますが、先ほどの住宅用、あとソーラーカーポート、その他のZEB工房も含めまして、それぞれの削減量効果を積み上げた、立ち上げたものが4万2,000トンということになってございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 基の数字ですね、計算の基になった数字の出どころと途中の計算式伺いたいのではけれども、それは答えられますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 計算方法としましては、発電設備の容量に1キロワット当たりの太陽光発電量とCO₂の排出係数を乗じたものが、年間のCO₂の排出削減量となります。さらに、法定の耐用年数を掛けたものが、累計のCO₂排出量となります。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） ちょっと伺いたかったのは、基の数字の出どころを伺いたかったのですけれども、そういったものというのは公開できるものですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 基の数字ということでございますが、提案時に算出しておりますのは、環境省が出しております脱炭素先行地域づくりのガイドブックなどの資料を参考に算出しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） それを基に算出した計算式というのは公開できますかと伺っています。

○議長（畑岡洋二君） 答弁どうされますか。

環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 計算式については公開、提案時のものとなりますが、できます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） ちょっと言ってもらえますか。可能であれば。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 提案時の計算式になります。

まず、公共施設への太陽光の導入に関して言わせていただきます。

まず、発電設備の容量が73キロワット、こちらに1日の時間数24時間と1年の365日、さらに設備の利用率としまして、この公共施設に入れるものと13.4%を乗じた年間の発電電力量、こちらが約8万5,491キロワットアワーになります。こちらにCO₂の排出係数0.479を乗じて算出した約41トンが、年間のCO₂の排出量になります。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。

これは、全ての事業を網羅しているわけではないということですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 先ほどお伝えしました全ての事業で、同じように算出をさせていただいております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） バイオマスボイラーとか、そういったことも同じように算出できるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） すみません、太陽光とちょっと違う形になりますので、算出については別の形で算出はさせてもらっていますけれども、算出方法が違うので、今はこういう計算式でというのはお伝えできない状態でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。一部不明点はありますよということです。

今回の6月の補正予算で扱う案件は二つだとおっしゃいましたけれども、今後ほかの事業も内容詰まってくれば予算要求してくると思うのですが、9月時点でそれが俎上に上がってくる事業というのはどれか伺っていいですか。あくまで予定でいいです。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 今のところ未定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○3番（酒井正輝君） 分かりました。もし、9月にしろ、その後にしる、今の答弁いろいろ伺ってきて、ちょっと私の感想なのですけれども、お金の部分にもどれだけ費用が、費用対効果があるかちょっと不明な点がありますよと。まだ計画段階なので全部言えない部分あるのかもしれないですけれども、あるいはこのCO₂削減効果の計算にしても、ちょっと不明点があるということなのですね。そういったもの、もろもろ明確になっていない、判断材料に欠けていると。本当に事業がいいものか悪いものか、これ判断できないわけなのですね。

少なくとも全協のときの説明では、こういった話というのは出ないわけです。深掘りしてみると、果たして説明がないもの、ちょっと説明が不十分なところが見えてくるわけなのですが、それをちゃんと言って、あらゆる側面から判断材料を提供していただいたほうが、市政がより、本当に地域のためになるのか、予算の使い方は有効なのかということで、いろいろ意見も出てくると思うのですね。

つまり、情報というのはより共有していただきたいので、予算要求する前の段階で、いろいろお金の話にしてもCO₂削減効果にしても、明確に分かるように説明していただきたいとお願いしたいのですけれども、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 少し不明な点があるというようなふうに今、理解というか、聞こえたのですけれども、提案時点の内容であれば、計画の精度、熟度というのはともかくとしまして、我々としては、一定の計算式、算出に基づいて計算してございます。先ほど課長のほうからもあったように、事業ごとに条件、計算式が異なっておりますので、先ほど求められたものを一例として挙げたものでございまして、個別の事業それぞれに、冒頭申し上げたとおりの排出量を削減するという計算の過程はございます。

今後、その個別の事業に関しては、先ほども答弁しましたが、事業実施に向けてさらに内容を詰めていきますので、予算を要求する時点で、都度、事業の内容を説明させていただくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 時間となりました。

○3番（酒井正輝君） 時間になったので終わります。ありがとうございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番酒井正輝君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前 11 時 02 分休憩

午前 11 時 15 分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1 番長沼 恵君の発言を許可いたします。

〔1 番 長沼 恵君登壇〕

○1 番（長沼 恵君） 1 番、かさま未来の長沼 恵です。通告に従いまして、一問一答方式で質問を行います。本日、初めての質問で緊張しております。お聞き苦しい点もあるかもしれませんが、何とぞよろしくお願いいたします。

議長。小項目①と②ですが、関連する事項なので、まとめたの質問にさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） はい。どちらにしても小項目①、小項目②、よろしくお願いします。

○1 番（長沼 恵君） それから、適宜パネルの提示をしてもよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○1 番（長沼 恵君） ありがとうございます。

○議長（畑岡洋二君） 少々マイクを下げてくれると。声が。

○1 番（長沼 恵君） 大項目 1、子どもたちの健やかな成長について。

近年、生きづらさを抱えた子どもが増えており、不登校や子どもの自殺の問題が深刻さを増しています。長期欠席者数のうち、小中学校における不登校は令和 5 年度 34 万 6,482 人から令和 6 年度 35 万 3,972 人に増えており、12 年連続で増え続けています。子どもの自殺は、令和 5 年 513 人、令和 6 年 529 人、令和 7 年の暫定値では 532 人と過去最多となっており、女子生徒のほうが多い傾向にあります。

こうした中、本市では令和 6 年度にこども部を創設し、笠間市の全ての子どもが健やかに成長できるよう関係機関が連携し、切れ目のない支援ができる体制整備に取り組み、今年 4 月からは新規事業として 5 歳児健康診査が始まりました。以下、5 歳児健診または健診とします。

5 歳児健診の事業概要として、言語の理解能力や社会性が高まるとともに子どもの特性が顕在化する時期に、特性及び社会適応の困難さや将来的に想定される課題を発見すること、就学に向けて安心して子育てができる情報の提供を行うことが示されています。保護者の子育ての悩みや家庭環境はどうなっているか、そし、思わぬ病気が隠れているかもしれず、そういった気づきを得る機会として有用であります。

今の 5 歳児といいますと、ゼロ歳児から数えるとちょうど 6 年前の出生でコロナ禍と言われていた時期と重なりますが、ソーシャルディスタンスで人と人との交流を減らされたり、マスク着用をして表情が読み取れないなど言語習得に影響が出ている可能性や、タブレットやスマホ使用の低年齢化から目や耳を酷使していると考えられ、目や耳の病気も心配ですが、こちらも生身の人間との会話が減り、コミュニケーション能力に支障が出る可

能性があります。

その一方で、成長や発達には個人差があり、早生まれの子では1年近くの差があるなど、年齢や学年でははっきりと線引きができるものではないと考えられます。

そこで、小項目①、小項目②、4月から開始された笠間市での5歳児健康診査についてと、発達の課題について、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 1番長沼議員の御質問にお答えいたします。

5歳児健康診査事業について及び発達の課題についての御質問ですが、まず5歳児健康審査について御説明いたします。

国では、言語理解能力や社会性が高まり、特に社会的な発達状況を評価するのに最適な時期である5歳児を対象とした健康診査を、令和10年度までに全市町村100%実施を推進している事業でございます。笠間市は、令和8年度から事業を開始しております。

健康診査は、医師、心理士、保健師、保育士、栄養士、教育関係者が多職種で連携し、子どもの発達特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援ができるよう実施するもので、他の乳幼児健診との違いとしまして、個別活動、例えばしりとりや会話ができるか、発音、図形模写ができるかなどの個別活動や小集団活動、遊びを通して落ちつきがあるかとかルールが守れるかなどの活動の場面を設定し、保護者が専門職と共に子どもの行動を観察することで詳細な成長を把握でき、子どもの成長に応じた必要な支援や対応、また就学までに取り組む生活習慣などについて専門職と一緒に考え、支援を行っております。このように、保護者の気持ちや考えに寄り添った対応、支援を行い、安心して就学を迎えるように、切れ目のない支援を行っております。

次に、発達の課題についてでございますが、子どもの発育、発達の節目において、母子保健法に基づき乳幼児健康診査を実施し、子どもの健康状態を把握し、疾病の予防及び健康の保持増進を図っており、その中において、1歳6か月健康診査においては言葉の遅れによる心理発達面の課題、3歳児健康診査においては言葉の遅れや対人関係、行動上の問題による課題が見られますが、子どもの成長に応じた対応を保護者と一緒に考え、健やかな成長のための支援を実施しております。

3歳児以降の子どもの発達は精神、言語、社会性の発達面の能力が徐々に高まり、5歳では情緒、社会性の発達を把握する適切な時期と言われ、その中で、5歳児健康診査においては集団活動における社会性の発達、自己統制の問題による課題が見られます。発達面の課題を抱える場合は市で行っている教室に通所しながら成長を確認する方法、障害福祉サービスを利用する方法、また基本的生活習慣などに課題がある場合は生活面の助言または医療の必要があるかなど、保健的、医療的、福祉的な面からお子さんの現状の課題を確認し、保護者に説明した上で他機関につなぐなどの対応や支援を実施しております。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 健診時の1回の子どもの人数と問診の時間はどのぐらいか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 健診における1回的人数は、20名から22名となっております。

問診についてですが、国で示す問診票を基に最低限の内容で作成しておりまして、問診票は事前に自宅へ送付し、既往歴と利用している支援サービス、運動能力、生活習慣など、また保護者に対するアンケートとして、喫煙や疾病、子育てで悩んでいるかなどをアンケートにしまして、26の質問に回答していただきます。健診当日は記入してきた問診票と当日の個別活動に対する確認を行います、1人にかかる時間は5分程度でございます。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 5歳児健診ポータルなどで概要を見たりしたのですが、しりとりなどはルール自体が理解をしていない可能性があって、健診の時間を要してしまうということがあったのですが、こちらは4月から始まった笠間市での健診ではそういう困り事とか、そういった課題があったりはしましたでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） そのお子さんごとに対応時間は異なりますが、大体は早い子で3分とか、しりつりの内容を理解している子では3分。あとは、ちょっと理解能力が低い子に対しては7分とか、そういう感じでその子その子によってちょっと対応時間は違ふのですけれども、対応している専門職のほうがやり方を工夫しながら実施しております。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） これ、資料1を提示します。これは、厚生労働省が3年ごとに統計を取っている20歳未満の精神疾患総患者数ですけれども、平成29年から令和2年にかけては増加の一途をたどっているのですけれども、この緑色の部分が発達障害と言われるところになっておりまして、3年で2倍以上というふうになっております。

5歳児健診ポータル、先ほど申し上げましたが、その中では、医師向けと、保健師向けと、自治体向けと、保護者向けというふうにお知らせと動画が貼ってありまして、5歳児健診で自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如多動症（ADHD）、軽度知的発達症（LD）という病気を疑う所見の取り方が紹介されているのですが、そちら項目に当てはめると当てはまってしまうような弊害であったりとか、早期発見を願うあまりに健診が誘導のようになってしまうなど過剰診断、そして過剰医療につながりかねないという危険性もあると考えられます。

発達障害という、いわゆるレッテル貼り、ラベリングなどとも言いますが、そういうことによって母親をはじめとした保護者や家族の心配、不安を増長する、そして子ども同士ではいじめなどにつながる可能性もあるのではないかと危惧しております。

5歳児健診は始まって2か月ほどですが、5歳児健診以前の乳幼児健診や個別の相談などで、実際にこういった相談を受けたことはありますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） これまでも、乳幼児健診において、発達に関わる相談はしております。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 発達の病気というふうにお母さんが心配に思って、それを不安に思ったりとか、子ども同士で何かそういう差別のようなことが起きているということを耳にしたりとかということはないでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） お母さん同士の内容というのはこちらでも存じ上げないのですが、その子の特性に応じて専門職のほうは対応しておりますので、その子に寄り添った、あとは家族状況とかいろいろな背景があるので、その子その子に応じた支援を行っております。決してこちらから、何ですか、病名を伝えとか、そういうことは行っておりません。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 分かりました。

小項目③に移ります。発達に課題を持つ理由として、脳機能障害と言われていたり、それがどの部分にどのように障害されているかというのはちょっと不明であって、科学的な根拠は述べられていません。鬱病なども精神疾患の理由としてモノアミン仮説という、セロトニンの不足から起きていると言われていますが、こちらも仮説であって、科学的な根拠はありません。

注意欠如多動症（ADHD）に使われる薬として「コンサータ」がありますが、副作用についてあまり知られていないと思います。薬というものは、ある程度個数の入った1箱から、それぞれ何日分と分けられて配薬されるのですが、その箱に入っている医療医薬添付文書というものは、作用も副作用も細かく書かれた紙が入っているのですが、こちらは個別に渡されることはほとんどありません。

資料2を提示します。このように、医療医薬添付文書というところをインターネットで検索することができます。

5月27日のヤフーニュースなのですが、注意欠如多動症（ADHD）の治療に使うコンサータが薬局などで不足している。厚生労働省は、医療機関に向けて過剰な発注を控えることなどを呼びかけるよう、全国の自治体に要請したと報道されています。製造元のヤンセンファーマ株式会社は、処方日数の調整、そして同じ効果がある薬への変更を検討してくださいと言っています。

ADHDに使われている薬はコンサータ以外に、ストラテラ、これは昨年発がん性物質

が確認され、今はジェネリック品だけになっております。インチュニブ、それからビバンセがありますが、いずれも赤枠で囲ったように劇薬指定、中枢神経刺激薬で、ビバンセという薬においては覚醒剤と同じような作用と神経伝達物質の枯渇につながり、あらゆる副作用があります。中でも、易刺激性といって、興奮、衝動、怒りっぽいなど多動を抑える薬でありながら、かえって衝動性を起こす、かと思えば鬱病を呈したりと、アップダウンが激しい薬です。

薬を急激にやめるのもリバウンドが起きる可能性と、断薬の中でも、長期的に断薬をした人でも長期的に苦しんでいるという方もおられます。

そこで、小項目③。

そういった治療薬とされる発達の課題に応じた何らかの薬、中枢神経刺激薬以外でも、睡眠薬や鎮静剤なども含め服用することは、成長過程にある子どもにとって多大なる影響が予測されます。

薬の開始とその経過について、担当課では把握しているのか、お聞きします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 治療薬の開始と経過の把握についての御質問でございますが、まず治療薬の開始は医療機関受診の開始と思われますので、市に医療機関の相談があった際について御説明いたします。

保護者から医療機関の受診をしたほうがいいのかと相談があった場合は、保護者や本人に困り事を確認しながら解決となる手だてを提案します。例えば、集団の中での行動の問題があれば、保育施設等や学校での環境調整や関わり方のアドバイスを行うなど、本人や保護者を取り巻く環境を共有し、実践いただきます。

その上で、保護者や本人が医療受診を希望した場合には、保護者と相談しながら、今までの発達面の様子や学校での様子などをまとめた情報提供書を作成し、受診の際には医療機関に提出するよう保護者へ伝えております。その後の相談時に、受診状況や服薬について保護者から情報提供をいただくことにより、経過の把握をしております。

また、経過把握の中で、家庭や学校生活の中で本人に困り事があった場合は、受診の際に医師へ申し伝える事項を本人と保護者と一緒に整理し、次の受診時に医師に伝えていただくようアドバイスしております。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 個別に対応されるかと思うのですが、薬による副作用について相談、それから実際に見受けられる症状といったものはありますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） まず、薬の副作用についてでございますが、そのような心配する相談があった場合は、副作用の有無や程度は服薬内容、年齢、体質、併用薬、生活状況によって異なるため、専門的な確認が必要であると思います。まず、保護者の不安に

丁寧に耳を傾けた上で症状の内容や経過を確認し、自己判断で中止せず、速やかに主治医へ相談していただくよう案内することが基本であると考えております。

また、服薬についての症状は、こども育成センターでは全員のお子様と関わっているわけではないので、全数把握はしておりません。どのような症状があるかというのは、把握しておりません。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） こちらのお話をしたのは、お友達というか、ママなのですけども、それで一番身近で見ている親御さんが長い目で見てあげたいと考えていたりとか、体に入るものなので薬をなるべく使いたくないと考えているのですけれども、それを暗に学校側からとかママ同士とかで受診を行ったほうがいいのではないかなんとか言ったり、暗に薬を勧めるような発言を受けて戸惑ってしまう場面というのは聞いていたのですけれども、こういった相談を、先ほども聞いたような、重複するのですけれども、聞いているのかというのと、こういった配慮はどのようにされているか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 受診や服薬に関する相談があった場合は、服薬は医師の判断に基づく専門的な判断が必要でありまして、個別の症状や背景により判断が異なることから、市としては安易な助言は避け、まずは主治医に御相談いただくことが基本であると考えております。

その上で、保護者の困り事を丁寧に伺いして、必要に応じて医療機関や相談窓口につなげるなど、安心して相談できる体制づくりに努めております。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 要は、親同士であつたりとか、学校からそういったふうに差別されるようなことを受けてしまって悩んでいるという声は、あまり聞かないということですか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） そのようなお声は、こちらには届いておりません。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） いろいろや落ちつかないなどのADHDと思われる状態は、実は鉄欠乏性貧血、低血糖症状などの病気が隠れていることもあります。モロー反射などの原始反射が残っていて、そのまま成長すると体の中心が定まらずにじっとしていられなかったりとか、感覚過敏、それからこだわりが強いといったり、あと手と目がうまく動かせず、もともとの機能からして黒板に書かれるものを板書することができないなど、勉強するための姿勢や取組自体が困難なケースもあります。

眠れない、それから落ちつきがないといったことを症状として捉えた場合は、内科的な受診であつたり、運動面で考えられることは作業療法士であつたりとか、医療機関を勧め

る必要もあると思いますが、実際対応されていて、そういう機能的な問題であったり、病気が隠れていそうだとということで、内科的な受診を勧めることはありますか。

○議長（畑岡洋二君） こども育成支援センター長矢野郁子君。

○こども育成支援センター長（矢野郁子君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、お子さんや保護者の方から御相談があった場合は、身体的な問題がないかどうかというところは、日常生活の聞き取りをしながら確認させていただいております。

もちろん、先ほど議員がおっしゃったように、板書が苦手だったりという場合は、学校での様子というところを丁寧に聞き取らせていただきながら、まず精神科につながるお薬とかではなくて、内科的な疾患がないかというところは私たち保健師のほうで聞き取りをさせていただきながら、保護者の方にアドバイスしたりとか、御本人にアドバイスさせていただいたりしております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 病気を最初に疑っていただいて、その成長に合っている、発達が遂げられているかどうかということは確認していただいているのだなと思って、安心しました。

そういうことで、子どもの向精神薬については慎重に考えることが重要かと考えますので、関わりや観察項目の一つとして経過を見ていただく、そういうことを要望して、小項目③を終わりにします。

小項目④ですね。不登校については文部科学省、自殺については厚生労働省などが発表している全国的な調査で、冒頭に述べたとおり、増加傾向にあります。家庭や学校、友人関係を背景とした不登校と自殺の理由については、重なるところがあります。

笠間市で令和7年3月に策定されました「いのちを支えあえる地域づくり計画～第2期笠間市自殺対策計画～」を見ますと、子どもの自殺者は小学生、中学生、高校生などを区別はされておらず、20歳未満となっております。

そこで、小項目④、笠間市における不登校と20歳未満の自殺について、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 1番長沼議員の御質問にお答えをいたします。

ここで議長、反問をしたいと思うのですけれども。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○教育長（小沼公道君） 何をお伝えすればよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 不登校の数、令和6年、令和7年で分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 不登校の児童生徒数について御答弁申し上げます。

不登校のくくりについては、議員御承知のとおり、国においては病気や経済的理由による欠席者を除いて年間30日以上欠席者をカウントするとされております。

この国の定義に基づいて、本市の令和6年度の人数につきましては、小学校においては58名、中学校においては147名の合計205名でございます。また、昨年度、令和7年度においては、小学校64名、中学校158名の222名となっている現状でございます。

主な理由としましては、児童生徒本人や保護者からの把握した内容についてでございますけれども、令和7年度のトップは不安によるものです。次いで、学校生活に対してやる気が出ないというものでございます。それに続いて、小学校においては、家庭生活の変化、それから親子の関わり方ということで家族に関係するものがございます。中学校においては、学業の不振というものが続いております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 不登校の理由なのですけれども、令和6年3月、文部科学省が委託事業として浜松医科大子どものこころの発達研究センター、不登校の要因分析、その調査研究を報告したものがあつたのですけれども、こちらは大阪や広島での調査で全国的なものではありませんが、教師・児童本人・保護者の3者の回答を比較したものです。

児童本人回答では、体の不調、気持ちの落ち込み、いらいら、夜眠れない、朝起きられないといった体調、メンタルヘルス、生活リズムの不調が約7割に見られるということです。不登校の早期兆候である可能性もあり、予防的な支援にとっても重要であると考えられています。

子どもでも体力低下であつたり、子どもロコモという言葉もあるように、体力面の危険性もあるのですけれども、不安ややる気が出ないということをもたらし事象だと考えられますが、これに関しての見解はいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。以降、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 不登校が爆発的にこの2年増えてきた、本市においても増えてきたという考え方でございますけれども、私は増えてきたわけではないと思っています。

というのは、もう既に子どもたちの、生きづらさを考えている子どもたちというのは、ある一定数いました。

でも、最近の国の考え方は、学校に戻ることが全てではなくて、学校で生活することが全てではないという、世間の、いわゆる一般社会の常識が変わってきたので、子どもたちは自分は家庭にいてもいいんだという気持ちが出てきて、その数が表れているという数字になっていると思っています。

不安を抱えている子どもたちというのはある一定いるので、我々はその不安を解消する

ためにあらゆる手段やあらゆる手を使って、校内フリースクールであったり、それから支援室「ここから」であったりということで、子どもたちが生きづらさを生きやすくなるような、そういうふうな支援をしているという状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 生きづらいと感じている子どもたちの中に、私の質問は体のつくり自体が昔よりはちょっと体力面で落ちるところがあったりするのではないかなというのがあったり、便利グッズが増えたもので、それはまた幼少期から話になるのですけれども、歩行器などを使っても赤ちゃんを乗せてしまって自由に行けないようにしたり、ハイハイする時期が長く取れなかったことによって筋力がそんなにつかないとか、雑巾がけがいいことか分からないのですけれども、そういう雑巾がけさえもできないような体力の基礎体力みたいなものが落ちていることによって、子どもたちが受ける刺激というものが大きいとか、そこに反発するような元気みたいなものがちょっと失われているのではないかなというふうに思ったので、浜松医科大学のことを例に出して、体の不調ということも不登校になっているのではないかなというふうな質問だったのですけれども。

この間、やっぱり「ここから」を見させていただいて、自由に過ごしているところを見て、でもそういう子たちも高校生になる頃には自分でやりたいことを見つけてきちんと進学していくということも見たので、多様な学びがあつていいというふうに私も思っているのですけれども、不登校とか、家から出られないようなときに体の心配が少し要因としてあると思っていましたので、そちらの体力を向上するようなプログラムであったりということがひとつ考えられないかなと思うのですけれども、そちらはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 体力向上のためのプログラムに限らず、やはり不登校の子どもたちというのは、学校において子どもたちと一緒に運動する機会であったりとか、体験する機会というのは少ないので、本市においては「ここから」において1か月に1回ですけれども、体験学習を取り入れて外で遊んだりとか、そういう活動を取り入れたりで体力の向上を図っておりますけれども、やはり体力よりも不登校の子どもたちというのは、心理的要因のほうが大きいのですよね。やはり、適応障害になっている子どもたちのほうが多いと思っています。不安でどうしようもないという症候群の子たちが多い。

それからもう一つは、社会がこれだけ変わって、A IとかI C Tができていく割には教科書自体が昭和の時代と全く同じで、算数に特化してみると、1足す1は2から始まるのです。でも、今、小学校に上がっている子どもたちは、4月に勉強する1足す1は2というのはもう既に分かっているので、それをいかに上手に教えて、学校の魅力を引き出すかという教員の能力のほうを開発しなくちゃいけないという、そういうふうな部分のほうも多いと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 魅力ある学校づくりとかということにつながってくると思うのですけれども、私自体は体からと最初に思うのですけれども、体が脳につながっているというのがあるので、もちろん心理があるのですが、体を少しよくすることで心の持ちようも変わってくるというふうに思いますので、そういった体力づくり、プログラムみたいなものも、栄養もそうなのですけれども、最初に念頭に置いていただければなというふうに思います。

あとは、自殺についてなのですけれども、第2期笠間市自殺対策計画の中で、20歳未満の自殺についてなのですけれども、令和7年までの過去5年間のうち、いつとは特定せず1名というふうにお聞きしているのですけれども、その前の第1期のときで平成30年から令和4年の年代別自殺者数、20歳未満は2名となっていることから、平成30年から令和2年まででも1名亡くなっているということが見受けられるのですけれども、こちらの自殺者数について詳しくお聞きすることはできるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 1番長沼議員の御質問にお答えいたします。

本市の20歳未満の自殺数ということでございますが、市のほうで把握しているものに関しましては、厚生労働省の自殺統計から数字のほうを引用させていただいております。直近の5年間、要は令和3年から令和7年の5年間ですと、先ほど議員が申し上げたとおり、20歳未満の人数としては1名となっております。

この統計上、20歳未満についての細かい年齢のものは公表されておきませんので、20歳未満ということで1名となっております。なお、その方については、学生ではないということ把握しております。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） こちらも同じ第2期笠間市自殺対策計画からなのですが、10番というところで「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下の自殺の動向」ということで、男女別・年齢階級別があるのですけれども、11番に入ったときに笠間市の主な自殺の特徴として、「自殺の動向とコロナ禍による影響や関連性は薄いことがうかがえます」と書いてあるのですけれども、令和7年度に19歳であったお子さん、若者が、令和2年には14歳という、まだ中学2年生ぐらいの成長著しい時代に、手を洗いなさいとかマスクをなさい、自分が感染元になってしまうかもしれないという、そういうストレスとか閉塞感みたいなものがあつたということは否めないと思うのですけれども、この自殺の動向とコロナ禍による影響や関連性が薄いというふうに記した意味は何だったのでしょか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） その1名については、どういう状況でというふうに至ったかというのは把握しておりませんので、大変申し訳ありませんが、答弁できないかと思

っております。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） そうだと思うのですけれども、最後にまとめとして、そういうふうに自殺の動向とコロナ禍による影響の関連性が薄いというふうにまとめてあったので、それをここであえて言う必要があったのかということをやっと疑問に思ったので、今述べさせていただきます。

子どもの自殺の理由として、いじめ、孤立、発達特性とか家庭環境などが挙げられていますけれども、学校の休み明けに多くなることが分かっています。私たち大人は、子どもたちを具体的に支援する、そういうゲートキーパーとして子どもたちの相談の受皿の体制を整えていくことが重要な課題となっています。

笠間市でもゲートキーパー研修を行っていますが、第1期笠間市自殺対策計画で、2024年度目標が累計900人となっていて、こちらは達成できたのかどうかということと、またこちらの研修ではどんなことをしているか、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） まず、ゲートキーパーについてでございますが、言葉の意義といたしましては門番という意味でございまして、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことを指す言葉とされております。

第1期計画の中で900人という目標でございましたが、令和6年度の段階では計画が達成されておりません。それについては、コロナ禍の時期、研修会が開催できなかったことが一つの要因であると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 分かりました。子どもと大人では、自殺の理由や対策も異なると思います。医師や専門家に相談することは心強いとか安心と考えられる一方で、依存的になってしまうところもありますので、笠間市での子どもへの政策が分かるような形で、ゲートキーパーの研修もしていただければと思います。これで、小項目④を終わります。

次、小項目⑤です。笠間市では児童生徒のSOSの出し方に関する教育として、笠間市教育委員会が発行している自殺予防教育指導マニュアルとして、命の大切さを実感させる教育プログラム「かがやき」を活用した道徳の授業を実践されているとのことですが、平成24年3月の策定であり、子どもたちを取り巻く環境や近年の特にコロナ禍を経てからの時代に即したものとなっていないと見受けられます。

そこで、小項目⑤、こちらの「かがやき」の活用状況と見直しについて、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。自席で。

○教育長（小沼公道君） 自席で答弁させていただきます。

議員おっしゃる自殺予防教育指導書「かがやき」につきまして御答弁をさせていただきます。

この指導書につきましては、平成24年度に本市が県内で初めて作成した副読本でございます。小学校から中学校までの義務教育9年間を通して、道徳の時間や教育活動の時間において活用してまいりました。昨年度まで市内全校において活用してまいりましたが、平成30年度には小学校、それから平成31年度には中学校が道徳の教科化が行われまして、全て道徳の時間は選定教科書を利用する授業をすることになりました。それに伴って、この「かがやき」につきましては適宜、指導するというところで活用を図っているところでございます。

また、令和5年度からは筑波大学と連携して、市内の中学生を対象に、社会的孤立、孤独の予防を目的とする教育プログラムである「e-BOCCHI」というものを実施しておりまして、自殺予防教育の推進を図っていることから、使用頻度が薄れてきたということでございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 「かがやき」の活用状況としては、だんだん減っていってしまう、もしくはもう使わなくなってしまうということもあるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先ほど申し上げたのですけれども、素晴らしい教材はまだ残っているのですよ。やっぱり、学級活動の中とか、道徳の中は適応指導の部分というのがすごく多くて、例えば事件が起こったときに、その「かがやき」の内容のある部分を活用して授業する上では、大変重要な部分だと思っています。

ですから、ホームページにも残しておくわけで、これは子どもたちに配っているものではないので、教師側が適宜、自分の学級でこんな学級づくりをしたい、自殺予防したい、命の大切さをしたいというときに使えるという教材になっております。

○議長（畑岡洋二君） 長沼 恵君。

○1番（長沼 恵君） 作成に時間を要したということを聞いたのですけれども、先生向けのマニュアルとも聞いたのですが、私それをちょっとダウンロードしてみたときに、すごくこう何かじいんとして感動するようなところもたくさんありまして、昔教師と日記を自分で書いてそれを書いてもらうという、交換日記みたいなことをしていたのですけれども、子どもがマニュアルではなく、自分の一つの、笠間市がつくってくれたっておかしいのですけれども、それがあるということが、すごく独自として守られているというか、考えてくれているんだなというふうに思うのではないかなと思ったので、時代に合ったような形でまた活用していただけたらいいなというふうに思いました。そういう、また刷新された「かがやき」が発行されますことを願います。

私は、笠間市で育った元子どもとして、笠間オリジナルの子育てができたらいいなと考えております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 1 番長沼 恵君の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午後零時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5 番鈴木宏治君の発言を許可いたします。

〔5 番 鈴木宏治君登壇〕

○5 番（鈴木宏治君） 政研会の鈴木宏治です。通告に従い、一問一答方式で質問いたします。

議長にお願いがございます。資料の掲示の許可をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○5 番（鈴木宏治君） ありがとうございます。

本日は、障害のある人もない人も共に認め合い、地域で生き生きと暮らせる環境をつくるため、大項目1、知的発達障害の方々の社会参加支援について、伺います。

まず、小項目①、幼少期から学童期の支援体制と評価についてです。

知的障害や発達障害のある子を持つ御家族は、この子が大人になった後どうやって社会と関わって生きていくのだろうかという深い不安を常に抱えています。知的障害のある子はコミュニケーション手段を獲得するのが非常に難しく、中には一生言葉を持たない人もいます。だからこそほかの障害と違い、周りの方々の理解、そしておもんぱかる気持ちが何よりも大切なのです。

だからこそ幼少期から支援が極めて重要になるわけですが、本市にはこども育成支援センターというすばらしい中核機関があります。多様な専門家が連携し、「まろん」や「さくら教室」など18歳まで切れ目のない支援が提供されており、成人後も「あおぞら」等での就労支援がしっかりと行われていると聞いております。このように、本市の医療・福祉・教育が連携したセーフティーネットは、県内でも大いに誇るべき実績であると私は高く評価しております。

そこでまず伺います。このすばらしい18歳までの支援体制についての現状を、市としてはどのように自己評価していらっしゃるのでしょうか、お願いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 5 番鈴木議員の質問にお答えいたします。

幼少期から学童期の支援体制と評価についてでございますが、乳幼児健診等において発達が気になるお子さんに対し個別相談を行い、お子さんの発達状況や保護者の困り感などを把握し、必要に応じて発達検査や医師への発達相談へつなぎ、適切な支援を実施してお

ります。また、成長や発達に課題のあるお子さんとその保護者を対象に、月齢や発達の状況に応じた小集団を通じて、対人関係や基本的生活習慣等を学ぶ場を設定しております。

現在の支援体制は、早期発見、早期対応、多職種による支援、保育施設や学校との連携など、切れ目なく適切に対応できていると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 御答弁ありがとうございます。

少し視点を変えて質問させていただきたいと思います。福祉や教育のセーフティーネットはあっても、放課後や休日に学齢期の障害児等が日常的、継続的にスポーツ、余暇を親しむことができる環境や地域の受皿というのは十分に用意されていると認識されていますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 育成支援センターとしては、そこまでは把握していないです。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） としますと、やっぱり日常的、継続的にスポーツや余暇活動を楽しむということが、社会化という形で考えたときには重要な要因になってくると思うので、そういった部分も少しずつ把握していただければと思うのですけれども、それ以外についてこれだけの、「まろん」にしても一生懸命やっているといると思うのですけれども、現状、課題とかそういったものというのはございますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 今後取り組むべき課題としましては、乳幼児健診で発達が気になるお子さんが増加傾向にあるため、支援ニーズの拡大への対応、また地域全体の支援力の向上のため、ペアレントトレーニングの講座の実施や保育・教育施設職員のスキルアップの研修、また地域で活動参加できる環境づくりを推進していくことなどが挙げられます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 先ほど長沼議員のほうからも質問があったと思うのですが、5歳児健診等で、やっぱり発達や自閉もしくは知的といった部分での判断が今までよりも早い時期にできるということになると、さらに子どもの育成センターの重要度というのは増してくると思うのですけれども、先ほどのお話の中でもあったように、個別適応化していく、最適化していくというのが大事だと思うのですが、その中では専門家でSSTとか、ことばの教室とか、ST、PT、いろいろいらっしゃると思うのですけれども、そういった部分は今現在足りているのですかね。

○議長（畑岡洋二君） こども育成支援センター長矢野郁子君。

○こども育成支援センター長（矢野郁子君） 今現在、その数が足りているかどうかとい

うところですが、現在足りていると思っております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 御答弁ありがとうございます。安心しました。

学齢期の子どもたちでさえ、実はスポーツや余暇活動への環境が十分とは言えないというふうに私は思っております、であれば今度、学校、学齢期を卒業、学校を卒業した人たちの大人について、小項目②に行きたいと思うのですけれども、成人期（学校卒業後）の社会参加の現状についてに入っていきたいと思います。

以前に聞いた手元のデータによりますと、当市の18歳未満の療育手帳の保持者は159名であるのに対し、18歳以上は、当然人数も多いのでそうなのですけれども、大きく増えて662名いらっしゃるということでありました。さらに、18歳以上の662名の内訳を見ますと、重度、最重度の方合わせて297名、中度、軽度の方を合わせて365名となっています。また、複数の手帳を併せ持つ障害の重複化も確実に進んでいるデータがあり、18歳以上で重複障害のある方は151名にも上ります。

これだけ多くの当事者が地域にいるにもかかわらず、学校を卒業した後、平日の就労訓練等に一生懸命励む一方で、休日にリフレッシュできる余暇や社会参加が不足して、孤立や運動不足のリスクを抱え続けている現状について、市の課題認識を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 5番鈴木議員の御質問にお答えいたします。

成人期の社会参加の現状についてでございますが、知的や発達障害のある方の社会参加では、一般就労が法定雇用率の引上げや合理的配慮の義務化を背景に、障害のある方の雇用の機会というのが広がりつつあると認識しております。また、本人の状態に応じた働き方を希望される方についても、就労継続支援などの福祉的就労を通じて社会とつながりを持っておられることがあります。そのほか、市では障害者の交流の場としてスポーツの集いや音楽祭を開催しており、障害者の社会参加につながっているものと考えております。

このように、障害のある方が学校卒業後、就労等により本人の希望や能力、適性を十分に生かし活躍できることは、収入面だけでなく、障害者の社会参加においても重要な意味と考えております。

一方で、障害者の方が学校卒業後に社会との接点が減るという方も、確かにいらっしゃいます。地域との接点が減ることにより社会的孤立、体を動かす機会が減ることによる身体機能の低下、自分が必要とされていると感じる機会が減ることなどにより自己肯定感の低下を招くこと、そういったおそれがあることが課題の一つであるとも認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 今の答弁を聞きますと、やはり余暇活動の受皿等、そういったものに関しては、やはり多くはないというふうな認識があるのかなというふうに感じたのですけれども、民間とか親の会の自主的な努力にかなり依存している部分があるのかなとい

うのは、個人的には思っているところでございます。

そういった中で、行政として今後こういった形の中で情報などを把握して、さらにそういった部分まで広げるような考え方とか、認識というのはございますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 市内にも体育施設や文化、教育、そういった施設というものはございます。そういったところも、知的障害の方とかも十分利用できる施設となっております。また、体育施設について申し上げますと、県内でも数か所、身体障害者、知的障害者の方に特化した体育施設というのもございますので、そういったところの周知というものも図ってまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 令和6年第2回のときも言ったのですが、私の娘は、今一緒に住んでいませんけれども、重度の知的障害という形で、飯富特別支援学校、当時は養護学校でしたが、その後友部特別支援学校に来て卒業生になっているわけで、その保護者でもあります。

そういった中で、地域の余暇という活動の中で、茨城県立図書館に連れて行ったとき、知的障害なので、ちょっと騒ぎぎみだったわけです、動いたり。そしたら、ここはそういう図書館じゃないからやめてくださいと言われて追い出された記憶なんかもあるので、そういうことがないようにしてもらいたいなということもあって私、今日質問しているのですけれども、ぜひ案内するだけではなく、そういったフィードバックなんかも教えてあげていただけるとありがたいなと思います。御答弁ありがとうございます。

続きまして、これで小項目②を終わりにして、小項目③に行きたいと思います。運動機会の減少とADL・QOL低下の課題について、入りたいと思います。

パネルをちょっと出させていただきます。急に専門用語が出てしまうので、分かりやすいようにと思って、作ってきました。

ADL、Activities of Daily Livingですね。基本的な日常生活動作というのが、特に福祉関係では言われていると思うのですけれども、その中で、BADLが基本、そしてIADLが手段的日常生活動作となっていますけれども、今からちょっと説明しますと、BADLは生きていくために必要なことですよね。例えば、食事を自分で食べられるとか、介助なしで。あとは、着替えができるとか、お風呂に入れるとか、髪の毛乾かしたりなんてことは、基本的な部分になるかなと思うのですね。これは、ベーシックADLで、基本的日常生活動作です。

これができないとやっぱり自立するというのはかなり難しいわけで、私たち障害者の親はどうやって排せつや食事やそういったことを自分で、自立できるかということを一生涯懸命教えながら、今になっているわけですが、それだけではやっぱり社会参加というのは難しいわけで、書いてあるIADL、手段的日常というのはどういうことかという、

買物に行って自分で選んだりお金を払うという動作というのは、知的障害、発達障害の人にはかなり難しいわけですが、でもそういったことができなかったら、社会に参加していくのは難しいですね。

そういった中で、あとは自分で御飯を作るとか、洗濯をして干して畳んで帰ってくるとか、お掃除をする。金銭管理ができるか。電車に乗れる、バスに乗れる。そういったことが、やっぱり I A D L という形で、特に高齢者の判断基準で用いられることが多いのですが、けれども、知的障害、発達障害にもよく使われている中で、質問に行きたいと思います。

パネルを見ていただいて、自立して生活していく能力が2段階に分けられて、先ほど言った B A D L で基本的日常生活動作、歩く、着替えるといった身体の最低限の動き、基本となる土台になっています。右側が I A D L で、手段的日常生活動作という形になっていますので、バスに乗ったり、用具を準備したり、人に挨拶をするといった、社会の中で自立していくために応用的な動き、これが大事です。休日に家から出ることができないとどうなるかという、基本の B A D L が低下をしていくということが、そして運動能力も落ちていくということが分かっています。

社会から孤立するという形になっていって、それが出ないことによって社会から孤立すると I A D L が低下して、コミュニケーションというのが難しくなっていきます。運動機能の減少がもたらすこれらの自立能力と Q O L、クオリティー・オブ・ライフの低下についての見解をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 運動機会の減少や社会との接点の減少によりまして、A D L・Q O Lの低下の課題についてということの御質問でございますが、知的障害者や発達障害のある方の運動機会の減少は、歩行や入浴、食事、排せつといった日常生活的基本動作の低下につながるおそれがございます。体力や筋力の低下、活動意欲の減退することにより日中活動や社会参加の頻度が減り、結果として A D L・Q O Lの低下につながるおそれがあるというふうに認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 重要な福祉的課題だというふうに考えておりますが、この低下が単なる運動不足の話ではなくて、社会参加の減少による、御説明があったとおり、認知機能や手段的な日常生活動作、I A D Lの低下という2次障害のリスクを大きくはらんでいるというのは、直結するということが分かると思います。

そういった中で、将来の重度化を防ぐためにも強い危機感を持って取り組むべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 運動や社会参加の機会というものは、非常に重要なものであると認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） ありがとうございます。

これで、小項目③を終わりにして、小項目④、日常的・継続的な余暇・スポーツ活動の必要性についてに入ります。

以前、茨城県の特別支援教育推進連盟の元特別支援学校の校長先生であられる堀籠義明さんから、重要なアンケートデータを教えていただきました。それは、障害児者へのアンケートの結果ですが、障害のある人もない人も、学齢期にスポーツに親しんだ人は卒業後もスポーツを楽しむ習慣がある人が多いが、学齢期にスポーツに親しまなかった人は卒業もスポーツをしない人が多いという事実です。先ほど、市は学齢期のスポーツ環境が十分ではないかなみたいな回答があったと思うのですけれども、日曜日とか余暇ですね、このままでは将来にわたって運動しないとか、社会化に関して問題が起きる可能性があるなどというふうに思います。

休日に、例えばスポーツの練習に行くといった場合で、運動するだけではなくて、出かけるなと言ったらバッグに靴を入れたり、タオルを入れたり、水分を入れたりというようなことをやらなきゃ。当日着いたら、居たらコーチや周りの人に挨拶をすると。

まさに、このパネルのIADLというものが、自立、劇的に成長させるような最高のトレーニングになっているだろうというふうに考えるのですが、これは将来の介護予防や自立支援を見据えた極めて重要な福祉的投資と考えますが、見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 日常的にスポーツや余暇活動を楽しむことというのは、非常にIADLに影響を及ぼすと考えております。

趣味やスポーツ、文化活動などを通じて、やはりその楽しさや達成感を得ることで自己表現が促され、生きがいや自己肯定感の向上につながるものと考えております。日々の緊張や不安を和らげ、精神的な安定にもつながるものと考えておりますので、やはり外に出での活動、そういったものを促進できればというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 積極的なアプローチであると思いますし、障害者のスポーツ振興、余暇活動の振興に関しては、本市の将来の医療費や福祉予算の抑制にもつながると私はやっぱり思っておりまして、極めて効果的な先行投資であるという認識を持っているのですが、どう思われますか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 外出しないことによって、運動能力の低下、そういったことが、将来的な医療費、また介護費、そういったところにも影響してくることが考えられなくはないと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 小項目④を終わりにして、小項目⑤、障害者の生涯スポーツ環境の創出に向けた市の見解について、お聞きしたいと思っております。

本市の基本指針である第4期障害者計画の57ページには「障がいのある人の団体活動にスポーツレクリエーションを取り入れるための支援を行います」と明確に書かれています。

単発のイベントで終わらせるのではなく、当事者が日常的、継続的にスポーツに親しみ、共に生きていける線の生涯スポーツ環境、ラインの線ですね、線の生涯スポーツ環境へと発展させていくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 5番鈴木議員の質問にお答えいたします。

障害者のスポーツ活動の必要性につきましては、先ほど保健福祉部長の答弁のとおりでございますが、障害者の方々が日常にかつ生涯にわたりスポーツを楽しめる環境をつくるためには、継続して活動ができる場の確保や受入体制の確保など多くの課題があること。また、障害者スポーツの普及には、地域で活動するボランティアや民間団体などの存在が不可欠であることと認識しております。

このことから、御質問の障害者のスポーツ環境の創出につきましては、スポーツ振興部署だけでなく、福祉部局やボランティア団体など関係各所と連携を取りながら、障害者が自主的、継続的にスポーツを楽しめる環境づくりを支援してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 日常的、継続的なプログラムを根づかせるためには、行政や民間の単独の力では限界があると思っております。

だからこそ、本市が誇るスポーツコミッションなどの官民連携の枠組みを最大限に活用していくべきと考えますが、どのようにお考えですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 関係機関と連携して支援してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） ありがとうございます。関係機関との連携が、必ず実を結ぶのではないかというふうに思って、大項目1、小項目⑤のほうを終わりにしていただいて、大項目2、スペシャルオリンピックスの活動についてに入ります。

スペシャルオリンピックスの活動についての中でも、小項目①、スペシャルオリンピックスの理念と活動への認識について、お聞きします。

私は現在、前々回お話ししたとおり、スペシャルオリンピックス日本・茨城の会長も務めております。スペシャルオリンピックスは、知的障害のある人たちに年間を通じてスポーツを提供しています。ルールは公式ルールにのっとり安易な特別扱いはせず、タイムの優劣ではなく、全力を尽くす参加する意欲をたたえ合い、最後まで全員に拍手が送られます。

この理念について、市の認識はどのようになっているか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） まず、理念でございますが、先ほど議員おっしゃられるとおり、知的障害のある人たちがスポーツを通じて日常的にトレーニングを積み、その成果を発表する場を提供することで健康を増進し、自信と勇気を育むことを基本理念とされていると承知しております。

次に、その活動は、単に競技力を競うだけでなく、参加する全ての人々が全力を尽くし、それをたたえる点や、ボランティアや地域住民との交流を通じて、社会全体の障害への理解を深めていく活動であると認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 資料を提示します。これが今、全世界でスペシャルオリンピックスインターナショナルが管理をしている2024年のグローバルのリポートになるのですけれども、全世界で466万人のアスリート、知的障害を持ったアスリートが登録され……。

ごめんなさい、知的障害のアスリート383万人で、それ以外に7歳未満のヤングアスリートが29万4,000人、健常者が共にパートナーとしてやるユニファイドスポーツというものがあるのですけれども、それが82万9,000人います。

今現時点では、全世界で207の国と地域で行われている活動でございますが、日本はアジアパシフィック、環太平洋の中に属しておりまして、今、1都1道2府43県全ての場所に活動の拠点はできているのですけれども、コロナ禍によってかなり減ってきている状況があるのですが、スペシャルオリンピック自体は世界的にももう有名で、アメリカでは90%以上の認知率、デフリンピックも90%ぐらいという形になっておりまして、こういった形の活動ができていくといいなという中で、私がやっぱり思っているのは、スペシャルオリンピックは参加することに意義があるということが一番大きく出ている活動だと思います。オリンピック精神を体現しているということで、国際オリンピック委員会（IOC）と、ジュニアオリンピック、そしてスペシャルオリンピックは、ともに「オリンピック」という名前を使っていいという議定書まで取り交わしているような団体になっておりまして、日本以外の国ではかなり認知度も高いということがあります。

その中で、参加することに意義があるというのは、ただ出ればいいというわけではなくて、ディビジョニングという制度があるのですが、御存じでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 生涯学習課長山本哲也君。

○生涯学習課長（山本哲也君） クラス分けみたいなものでよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） クラス分けはクラス分けなのですけれども、スペシャルオリンピックはちょっと変わってまして、例えば100メートルを走るのに、10秒台で走る人と20秒台で走る人と30秒台で走る人が用意ドンでレースやったらレースにならないという部

分があるわけで、じゃあどうするんだ。例えば、私みたいな還暦じじいと小学生と一緒にレースやって、私負けたら嫌ですよ。だから、年齢別や性別、あとは競技能力別に、上下15%以内の中の範囲内でヒートをつくって、その中で1位から8位まで、金メダルから8位まで決めるという形をやっているのが、ディビジョニングという制度になっています。

そのディビジョニングで、例えば茨城で地区大会をやります。その中で、100メートルを20秒台の人の金メダル、30秒台の人の金メダル、そういった金メダルがあった中で、上位の大会に行くのはそのディビジョニングの中で1位を取った人が行けるという形になっているので、どんなに遅い人でも、どんなに早い人でも行ける可能性があるわけです。これが世界大会まで順に上がっていくという形になっているので、常に全力を出す、参加することに意義があるということを体的に表しているのが、このスペシャルオリンピックスの活動だと思っております。

そういった中で、保護者の皆さんもそうですし、参加する自分自身も同程度の能力の人たちと常に争うことができるということは、やはり日々のトレーニングや大会に行くことの楽しみにもつながって、ADLやQOLの増加につながる活動ではないかなというふうに思っております。

このディビジョニングをやって全員をたたえ合う、スペシャルオリンピックスは8人のヒートからやるのですけれども、必ず全員表彰になっています。しかも、世界で初めてだったと思うのですけれども、一番下の順位、8位から表彰台に乗っていきます。1位の金メダルになるまで最後まで拍手が鳴りやまないようにということで、その後世界も真似してそういうふうになったところたくさん出ているということも聞いておりますし、余談ですが、夏と冬の大会、オリンピックも今、4年を2年ずつずらしてやっていますけど、あれを先にやったのもやっぱりスペシャルオリンピックスという形で、これはいいということで採用されたというのを聞いております。

そういった中で、能力的にクラス分けを行って全員をたたえ合うこの仕組みは、教育現場のほうで目指しているインクルーシブ教育の理念とともに完全に合致していくのではないかと考えております。教育委員会としての御見解はいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 私のほうでお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、スペシャルオリンピックスの活動というのは、今まである身体障害者の活動のパラリンピックであったり、去年日本開催であったデフリンピックということでクローズアップされていますけれども、やはり生きづらさを、知的に生きづらさを抱えている子どもたちというのはある一定数いるので、その子たちの指針としては大変すばらしいことだと、私自身は教育的価値は持っています。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） パラリンピックやデフリンピック、そしてI O C、国際オリンピック委員会は、全世界の中で1位を決めるものですが、スペシャルオリンピックスは、自分たちの中でそのクラス分けをした中で、やっぱり頑張った人にはいい評価がついて、頑張らなかったからといって、ヒートが悪かっただけかもしれないですが、次の機会が失われるわけではないので、そういった部分で、やっぱり先ほど言ったインクルーシブ教育なんかと本当に合致しているように感じておりますので、そういった部分もぜひ考えていただきながら、こういった活動を支援していただけるといいと思っております。

これで、小項目①を終わりにさせていただいて、小項目②、「スポーツシティかさま」における本活動の親和性と意義についてに入ります。

当市にインクルーシブ教育の実践の場をつくる、この活動の親和性と意義についてどのように考えるか、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 小項目②の御質問にお答えいたします。

本市では「スポーツシティかさま」の実現を目指して、誰もがいつでもどこでも誰とでもいつまでも気軽にスポーツに親しめる環境整備に努めるとともに、スポーツによる地域活性化に向けた取組を進めておりまして、スペシャルオリンピックスの活動と本市の取組は非常に親和性が高いと考えております。また、その活動は、多様性を尊重する包括的な社会の実現や、市民のスポーツ参加機会の拡大、地域コミュニティの活性化にも寄与することが期待されます。

市といたしましては、このような活動が持つ意義を十分に認識しながら、全ての市民が参加しやすいスポーツ環境の整備などにより、「スポーツシティかさま」の推進と共生社会の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 御答弁ありがとうございます。

私は以前から20年間、スペシャルオリンピックスのほうで20年強やっているのですが、これらの活動を私が生まれ育った笠間市で始めたいと考えております。

スペシャルオリンピックス茨城の活動は、現在阿見町とつくばみらい市で陸上、卓球、乗馬、フロアボールの4種目のプログラムが実施されています。以前は、水戸でも陸上と卓球のプログラムが実施されていましたが、私もコーチとして参加していましたが、コーチの減少とコロナにより参加者の減少という形で活動が制限されて少なくなって、水戸での活動はなくなりました。だからこそ、この活動を再始動させる場所はほかのどこでもなく、この笠間市でやりたいと思っているわけです。

本市が持つ特別支援学校や県立病院といった豊かな医療福祉資源、そしてスポーツコミッションという強力な推進力を掛け合わせることで、障害のある方々の日常的にスポーツを楽しめる真のインクルーシブ社会が、この笠間から必ず実現できると私は確信していま

す。

当市として、これらの豊かな地域資源を生かし、本活動を活性化させていくことが必要であるとお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） そういったことも認識しながら、「スポーツシティかさま」の推進を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） ありがとうございます。

これで小項目②に終わりにして、小項目③、特別支援学校など地域資源の活用と連携についてに入ります。

令和6年第2回定例会において私の質問に対し、松本教育部長から「情報発信などを通じて広く市民の皆様にご存知いただくことから始めたい」という前向きな御答弁をいただき、2年たちました。

堀籠先生のデータにもあったとおり、学齢期のアプローチが必須で、特別支援学校や小中義務教育学校などを通じたチラシの配布や情報提供など、教育委員会としての実務的な連携が不可欠と考えておりますが、御所見を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 特別支援学校との連携についてお答えいたします。

市内には2校の特別支援学校がございまして、多くの児童生徒が学ばれていること、またスペシャルオリンピックスの理念や活動が素晴らしいものであることは十分認識しております。

一方で、これまで本市が主体となるスペシャルオリンピックスの具体的な活動実績はございません。ですので、現時点においては、新たな組織や活動を立ち上げる計画はございません。

このため、特別支援学校との連携につきましては、今後におきまして、専門的知識を持つ指導者の確保や、そして何より参加される当事者の方や御家族のニーズですね、行政側がよかれと思ったことであっても、当事者によってはそういうものを望んでいなかったりという場合もございますので、そういったものの把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 私は、先ほどお話ししたとおり、友部特別支援学校の卒業生の保護者でもあります。今、特別支援学校に行ったところ、週に1回、1時間だけ部活はやっているけれども、今はそれぐらいしかできないという状況を聞いてまいりました。

私は、市に組織をつくって応援してくれという形ではなく、私自身茨城の会長として、笠間市にプログラムを一つ、二つでもいいからつくっていききたいというふうに思っている

わけでございますので、人の手当てやお金の手当てというよりは、やはり広報やそういった協力宣伝という形で、普通、小学校、中学校で例えば文書を配りたいと思ってもなかなか今配れないというのが実情なのはきっと御存じだと思いますし、特別支援学校に関しても校長先生の裁量がないと配れない。ほかのNPOやほかの団体から同じことを言われるから、鈴木さんが来てもちよっと配るのは難しいと言われるのが現状であります。

しかし、笠間市、そして笠間市教育委員会、そういった方々が協力をいただけるのであれば、有意義な活動だということが分かっていたら配ることができて、当事者、そして当事者の保護者の方にも届くのではないかというふうに思って、質問させていただいております。我々が作成するプログラムの体験会とか、説明会をやっていく必要があるだろうと私も思っています。

そういった中で、教育委員会を通じて学校などの保護者、児童生徒へ配布とか、情報提供等への御協力はいただけますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 個別の事業につきまして、担当とそのような条件につきまして御協議いただければと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） ぜひ、よろしくお願いします。

これで、小項目③を終わりにして、小項目④、活動開始に向けた「指導者・ボランティア確保」の課題についてに入ります。

実際に今まで20年やってきたわけですがけれども、現場で一緒に活動してくれる指導者やボランティアの確保が一番の壁になっているのは、間違いないと思います。スポーツ少年団等、ほかの活動でもそういった問題、やっぱりヒト・モノ・カネの中でも、人というのはすごく大事という形でありますので、これを民間団体の努力だけで乗り越えるはなかなか大変だということは御理解いただけたと思いますが、スポーツシティかさま、市の既存のスポーツネットワークなどを通じた御協力をお願いできれば、陸上だったら陸上経験者、あと障害者スポーツ指導員、その他名簿というものは私たち民間ではもらえませんので、そういったところに案内していただくとか、そういったことはできるかなと思うのですが、こういった協力が必要と考えますが、市の認識を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お聞きしてもよろしいでしょうか。

○5番（鈴木宏治君） はい。

○教育部長（松本浩行君） 小項目④の答弁、それとも小項目⑤の答弁でよろしいでしょうか。

○5番（鈴木宏治君） 小項目④。

○教育部長（松本浩行君） 小項目④で、指導者・ボランティアの御質問でよろしいでし

ようか。

○5番（鈴木宏治君） はい。

○教育部長（松本浩行君） 小項目④、活動開始に向けた「指導者・ボランティア確保」の課題についてお答えいたします。

持続可能な運営の核となる指導者やボランティアの確保は、極めて重要な課題であると考えております。

本市においても、昨年スポーツ推進委員3名が障害のある方にスポーツの楽しさを伝え安全にサポートするための資格である、公益財団法人日本パラスポーツ協会が認定する「初級パラスポーツ指導員」を取得したところです。今年度はその資格を生かして、スポーツ推進によるパラスポーツ体験会の開催や実技研修会を予定しているところです。

パラスポーツ指導者につきましては、障害者スポーツの啓発の一環として、引き続きスポーツ推進委員会を中心に、指導者人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 御答弁ありがとうございます。

ここで、笠間市の子どもたちの教育を牽引する教育長に伺います。

この活動は、学校教育の延長線上にある実践的なインクルーシブ教育の場であると考えておりますので、我々が今後実施していこうと思っている説明会や体験など、笠間市教育委員会として、相談をしながら、そしてその内容に合致していれば、積極的な後援とか応援とか、御協力をいただきたいと思うのですが、教育長いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 様々な団体から、後援申請等ございます。

それは、担当のほうで合致していれば、もちろん喜んで後援は差し上げますので、ぜひそのようなことで申請をしていただければと思います。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 教育長、ありがとうございます。

これで、小項目④を終わりにして、最後の質問である小項目⑤、笠間スポーツコミッション等のネットワークを活用した支援策についてをお聞きします。

市長にお聞きします。市の第4期障害者計画にはパラスポーツ体験会の開催が掲げられ、市のホームページにも今後も各団体と連携を図りながら体験会等を開催していきますと明記されています。さらに今、教育長からも、後援についてのお話をいただくこともできました。これが、市が掲げる方針を具体化すべく、我々民間が主体的に説明会、体験会を企画実行していきたいと考えております。

本活動を活性化させるためには、行政の力をお借りした広報活動とか、活動場所の確保というものがどうしても必要になっていくというふうに考えておりますので、市長の考えによりスポーツコミッションと共催団体、あとは関係団体各者あると思うのですが、

そういったところにも御案内をしていただきながら、今後笠間市として積極的に後援とか、そういった活動についての御協力をいただきたいと考えておりますけども、市長、お願いできますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） しっかり応援させてもらいます。

○議長（畑岡洋二君） マイクをお願いします。

○市長（山口伸樹君） 教育委員会には教育委員会のいろいろ事情があったりなんかすると思いますので、教育長が答弁したとおり、いろいろな後援申請とか何とかは手を踏んでやっていただければと思います。

市全体での、いわゆる障害者スポーツというのは、やっぱり体験して学んだり、体験して物が分かるということがありますので、その計画にもそういう思いがあって織り込んであるのだと思いますし、鈴木議員のスペシャルオリンピックに対する熱い思いも十分理解をしておりますし、スポーツコミッションは、いわゆる発達含めた障害あるなしにかかわらず誰もがスポーツに触れたり、そういう機会をつくっていこうというのがスポーツコミッションの一つの考え方でもありますので、スポーツコミッションのほうもしっかりと応援をさせていただきたいと思っております。

とにかく、私もちょっと認識不足だったのですが、スペシャルオリンピックそのものについての理解がまだほとんどないと思いますので、組織づくりとか、そういう体験会とかそういうものに取り組みながら、我々も応援させてもらいますので、鈴木議員もしっかり取り組んでいただければと思います。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○5番（鈴木宏治君） 市長、力強い御答弁いただきまして、ありがとうございます。

私がなぜこの笠間の地で、行政や市民の皆さんを巻き込んで、スペシャルオリンピックを立ち上げたいのか。これは、私が2004年に水戸でプログラムを立ち上げた際に出会ったある奇跡のような出来事がありまして、少しお話しさせていただきたいと思います。

その当時、スペシャルオリンピック日本・茨城では、まだ地区組織として認められないで、設立準備委員会という形で、本当に手弁当で皆さんで集まってやっていました。茨城では親子で参加される方がほとんどで、ボランティアがなかなかいませんでした。

そういった中で、親子で来た場合には、親子で参加するのはいいのだけれども、自分の子ども、自分の親とセットにしてしまうと、お父さんお母さんがみんなちゃんとやっているんだから何々ちゃんもちゃんとやりなさいとなってしまう。こういった危惧をやっぱり変えるために、自分の子どもにはついていけないというふうにしなから、ほかの、やっぱり知的障害、発達障害の子についてもらうようにしていく。そういうことで、自分の子ども以外の障害を理解してもらう。これはすごい発見でしたけれども、そういったことをやっていました。新しい人が来ると、一番ベテランのボランティアコーチについてもらうよ

うにしていました。

あるとき、K君が来ました。親子で来て、一番慣れているボランティアのコーチにってもらったのですけれども、そしたら来て2時間ただいだけで、結局参加してくれないのです。当たり前だと思います。知的発達障害を持っている人たちが、誰も知らないようなところに行ってそこにいたら、2時間ただいだけでも「すごい、いやよく頑張ったね、今日も」と言って、ボランティアコーチは温かく送り出していました。

ある日、お母さんに私声かけられまして、うちの子、スーパーのレジで順番待つのが苦手で、前に人がいるともう並んだだけでパニックになっちゃって、大騒ぎしちゃうと。だから、いつも夜9時過ぎのすいている時間を狙って買物に行っているのですけれども、自分で買物をする、選ぶと、そういうことができるようになったらいいなと言っていました。

それから数か月たった頃です。お母さんが、うれしそうに私に声かけてきました。コーチ、うちの子、スーパーで買物できるようになってきたんです。理由を聞いたら、びっくりしました。ある日の夜、いつも行っているスーパーでレジに夜9時過ぎに行ったら、レジに行こうと思ったら、前に3人並ばれちゃった。駄目だ、もう一周しようと声かけたんですけども、ずっとレジに行ったというんですね。どうしたと思ったら、お母さんびっくりした。パニックになると身構えたら、自分から列に並んだときに驚いて前を見ると、レジに立っていた男性が「おやK、お母さんと買物来たの、いいね、順番待ってね」と優しく声かけてきた。何とそのレジの青年は、毎週グラウンドで活動に参加してくれた大学生でした。それで、K君のお母さんは、その青年がいる日を狙って何度も何度も通ううちに、パニックにならずに会計ができるようになってきました。

ある日、青年が休んでしまった。そしたら、お母さんは聞いたら、風邪で病欠です。先生は病気、今日はお休み。次は入るから次会おうねと言ったら、パニックにならないで済むようになって、やっと買物がちゃんとできるようになったと思って喜んで、私に話してくれました。

これは何かというと、陸上ではオン・ユア・マークス、セット、パン、順番を抜かしたら失格になるわけです。そういったことが、IADLにつながっているということを実感した。こういう活動を、ぜひ笠間で広げたいと思ったわけです。

これで私は、スペシャルオリンピックスは単なるスポーツの教室とかでなくて、自分自身の住む地域で、地域の方々と交流しながらアスリートの社会参加を促す、極めて実践的な地域福祉活動だと悟りました。それ以降、20年弱ですけれども、ずっと活動を続けております。

笠間市が推進するSDGsの理念、誰一人取り残さないという誓い、我々が今乗り越えようとしている指導者不足や無関心という社会の障害物は、1人の力では決して乗り越えられません。しかし、笠間市の福祉や教育が培ってきた温かいセーフティーネットとスポーツコミッションが持つ推進力を結集し、市民の皆様の協力を得られれば、笠間のスーパ

一でも必ずこのような事例、K君のような事例が起こってくるのだらうと思います。誰も取り残さない、誰もがスポーツを楽しみ、QOLを高め合える真のインクルーシブ都市空間の実現に向け、私自身皆様と共に汗泥臭く、汗を流して頑張っていきたいと思いますので、これこそが私が本当に思っている「スポーツシティかさま」、障害のある人もない人も共に楽しめる、こういったスポーツシティを実現したいと思ひまして、質問させていただきました。

本日はどうもありがとうございました。終わりにします。

○議長（畑岡洋二君） 5番鈴木宏治君の一般質問を終わります。

ここで2時まで休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後2時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 議長の許可を受けまして、一般質問を行います。14番、日本共産党の石井 栄です。

質問に入る前に、パネルの掲示の許可をいただきたいのですが。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは一般質問を行います。一問一答方式で、通告どおり質問をさせていただきます。

大項目1、イラン情勢等による中小個人事業者への影響と支援についてです。

小項目①、イラン情勢等による中小個人事業者、医療、農業への影響について。

アメリカ、イスラエルによるイランへの攻撃から3か月半が経過しようとしております。石油由来の物質の不足、供給不足、物価高の影響が全国的に起きております。

市内では、中小個人事業者、医療機関、農業などの分野でどのような資材、製品が、そしてまた量的にはどの程度の供給不足が起こっているのでしょうか。お願いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 14番石井議員の御質問にお答えします。

イラン情勢、物価高などによる中小個人事業者への運営経営への影響についてでございますが、中小個人事業者の状況といたしましては、多くの業種において原材料の高騰が経営を圧迫し始めていると聞いております。製造業や物流業では、プラスチック原材料や梱包資材の値上げや仕入れ数量の制限、納期の遅延、納期が遅れているといった影響が生じております。また、建設業では、ボンド、シンナーなどの建築資材の納期の遅れが生じている状況となっております。

農業分野におきましては、農業用ハウスの被覆フィルムやマルチシート等の生産資材、尿素を原料とするチッソ系肥料の価格高騰及び流通不足による農作業コストの増加が懸念されているところでございます。

一方で、医療分野につきましては、消耗品の調達、価格の値上げが見られるものの、現時点では安定的な運営が維持されていると聞いております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。私もそのような話は一般的には受けておりますが、笠間市内でそのような事態が起こっているということは、改めて認識したところであります。

建築業界などは、有機溶剤、シンナーとかトルエンなどが不足して仕事ができず、事業の進展がままならず、従業員への給料の支払いにも混乱が生じ、事業の継続が危ぶまれるところがあるとの報道にも接しています。

市内の事業者の経営状況は、どのようなものでしょうか。経営の継続に影響が出ている事業者は、どの分野で、どの程度の事業所と把握されているでしょうか。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 我々としても様々な事業者の方に聞き取り等を行っているところでございますが、特に議員おっしゃるとおり、建築や建設業の分野におきまして、商工会を通じて聞き取りを行ったところ、一時的には供給が止まったという事実はあるが、現時点では納期の遅れがあるが事業の継続には問題ないというふうな回答を得ているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 建築分野では事業の継続に影響を受けるような事態は把握していないと、そのようなお話でしたけれども、詳細な運営の把握っていうのはなかなか難しいところがあるのではないかなというふうに思います。突然営業をやめたりすることが、結構最近いろいろな市内で起こっていることを見聞きしておりますので、現在の状態は深くいろいろなところに影響が出ていると思われます。アンケート調査等を能動的に対象事業者に行い、現状をできるだけ正確に把握することが大切になると思います。

小項目②、市内中小個人事業者、医療、農業への支援とその計画について。

こういう状況の中で、少なくない事業者が困難に直面していると思います。先ほど建築事業者の話もありましたけれども、その他の事業者でも支援が必要になっていると思われるところがあるのではないかなというふうに思います。今後市が支援する必要性について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市がする支援といたしましては、今まさに物価高騰の交付金等が国から来ている事業の精査をしているところでございます。このほかにも、既に

国や県で物価高騰対策に対する低利の融資制度であったり、そういうものがつくられておるところでございますので、事業者からの聞き取りによりそういう支援が必要な場合は、そういうところにつないでいくということと。

あと、議員アンケートとおっしゃりましたが、我々産業経済部としては日常、常に事業者の方々と接しているわけでございますので、それにプラスして商工会等の聞き取りを随時行っております。現在の価格高騰、イランの紛争による状況というのは日々これ変わってきますので、常に最新の情報を把握していきながら、必要な支援であったりというのを継続していくというのが大事なことでと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 日常的に連絡を取り合いながら、状況を把握するように努めているというお話でした。大変いいことだというふうに思っております。

なかなか分からないことが分かってきて、困難を抱える事業者に必要な支援が、これが必要だというふうに思ったときには、市としてもこれからも必要な支援は行っていきたいという答弁だったと思います。これから事業継続を諦める、事業所を閉鎖する、こういう事態が起こらないよう、市としての対応を今後さらに努めていただけますよう皆さんにお願い申し上げまして、大項目2に移ってまいります。

大項目2、学校給食費の無償化拡充と長期休暇中の昼食提供事業について、これに進みます。

小項目①、中学校給食費の無償化についてですが、初めに4月から継続された第三子給食費無償化事業に228万7,000円の予算がついていますが、中学生総数が何名の中で何名の中学校の生徒が対象になる事業でしょうか。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） おいしい給食推進室長若月 一君。

○おいしい給食推進室長（若月 一君） 第三子給食無償化事業の対象者数でございますが、対象者数としては45名を見込んでおります。

○14番（石井 栄君） 中学生の数、総数。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。もう一度質問。

伝わっていないようですから、質問をもう一度お願いいたします。

○14番（石井 栄君） さっき言いましたように、中学生の総数を言ってください。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） おいしい給食推進室長若月 一君。

○おいしい給食推進室長（若月 一君） 失礼いたしました。

1,670名でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。中学生の数が今年1,670人、そのうちの45名が無償化の対象となっていると。

無償化には四つの要件があつて、いろいろ所得とか納付金がちゃんと納められているかとかいろいろな条項があつて、それを精査して対象になるかどうかというのを決めて、それでその要件に合致した生徒が対象になるというのがこの制度ですので、1,670名中45人が対象になって、この45名の人がこういう状況の中で軽減措置、それを受けることができるということになっているわけですね。

それでこれに関連して、9月から中学生の給食費無償化に取り組むと、こういうことになったとすれば、新たな費用は、市として支出する費用というのは幾らになるのか、お願いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 14番石井議員の質問にお答えいたします。

9月から令和9年3月まで7か月間、現在の給食費を取らなかった場合でございますが、およそ5,400万円となります。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 9月から中学生の無償化事業に取り組むとすると、その費用は約5,400万円だという御答弁がありました。

今年1月から3月まで、小中学生全員の学校給食費が実質無償化になりました。これに対して、「よかった」「助かった」という声が多く聞かれました。4月からは小学生の給食費が実質無償になり、小中学生の給食費負担軽減事業も拡充されました。中学生の給食費の値上がりもせずに済んだわけです。

4月からは3歳未満の保育料が無償になり、念願の保育料完全無償化が実現しました。また、来週6月15日月曜日からは休日夜間のオンライン診療が笠間市立病院で開始されるなど、笠間市の子ども・子育て支援策は新たな前進に向けた歩みをスタートさせております。

多くの市民の皆さんから、次は中学生の給食無償化ではないかとの期待が高まっております。この間、私たちも協力させていただいた給食小中学校無償化の署名には3回にわたって述べ約4,000人の市民から熱い要望が寄せられて、市長にお届けしたところであります。実施に向けた、中学生に対する給食費無償化に向けた、この実施に向けた検討が始まっているのではないかなという推測もありますが、笠間市を取り巻く自治体の状況からもそろそろ決断の時期ではないかと思えます。

小項目①、中学生の給食費無償化を、これに関して、物価高騰対策重点支援地方交付金、これが国から約3,200万円交付されるということが、この前そういうお知らせを受けました。これらの一部を活用し、さらに市独自財源を加えて9月から実施することはできないでしょうか。見解をお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 中学校給食費の無償化につきましては、前回答弁のとおり、

国が可能な限り早期に無償化を拡大する方針を示していることから、国施策による無償化以外は現時点で考えておりません。

なお、給食食材費交付金は、市の予算上、県交付金であることから、今回令和9年度の県政に対し、中学校給食費無償化の早期実現を要望したところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今お話を聞きましたけれども、改めて言うまでもないのですが、笠間市を取り巻く全ての市町は4月から小学校、中学校の無償化に全て取り組んでおるといふ事情がございますので、よくその辺のことや、4月からスタートした子育て支援策も順調にスタートしておると考えておりますので、その他の事業も鑑みて、議案第38号の令和8年度一般会計補正予算（第2号）において、市からの朗報をお聞きしたいと強く思いますので、御検討よろしく願いいたします。

それでは、小項目②、長期休暇中の子どもの昼食提供についてに移ります。

夏休みが終わり、9月の登校の際には健康が優れない児童生徒の担任の先生方が気にか、保健室の養護の先生に相談に行くということがよくございます。中には体重が2キロ、3キロと減少していることもあり、あまり昼食として食事を取っていない場合が多くあるということが指摘されております。

夏休み中の子どもが昼食をとることは、子どもの健康を維持するためにも大切なことになっています。子どもの健康を維持し成長させるためにも、夏休み中に児童生徒に昼食を提供する事業を市として実施できないものでしょうか。お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。

今回の御答弁の前に、先ほど議員のほうから、第三子無償化について所得制限があるというようにおっしゃったところなのではございますけれども、所得制限はございません。

では、小項目②の答弁に入らせていただきます。

学校給食という観点から答弁しますと、学校給食は学校給食法に基づき、原則として授業を行う日に提供し、学習指導や食育と一体とした教育の一環と位置づけられていることから、現行の制度においては給食の提供日として想定されております。

また、長期休暇期間中は、学校給食の安定供給のため、調理機器の分解による点検や修繕のほか、専門業者による調理室の清掃などを行うメンテナンス期間として計画的に実施しておりますので、提供には課題が多く、困難でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 給食センターなどを利用する学校給食提供事業というのは現在の制度上、行うことが難しいというお話でしたので、視点を変えまして、今度はこども部長にお伺いをしたいと思います。

共働きの世帯は、およそどのくらいあるのか。市内の小学生は何名、放課後児童クラブ

に通っているのか。そこから、大方の世帯数、人数が分かり、児童生徒数の何名が、何％が共働き世代の中で暮らしているのかというのが分かると思うのですが、そこが分かればお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 14番石井議員の質問にお答えいたします。

児童クラブを利用している児童数と共稼ぎ世帯の児童数は一致はいたしません、参考までに申しますと、令和8年5月1日時点の利用人数で、民間の施設を利用している子を加え、合計で1,337人が利用しております。全児童数に対しては、43%となっております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 小学生の43%が放課後児童クラブを利用しているということで、共働きの家庭で育っている人が大半ではないかと、正確にぴったりではありませんけれども、そういうお話がありました。

夏休み、共働きの家庭ではお二人とも、あるいは1人、保護者の方が朝早く出て仕事に就いているということも考えると、昼食の提供についてはしっかり対策を取っていると思うのですが、十分な対応ができないのではないかと。そのことについて、保護者も気にかけているという民間のアンケート調査からも、そのようなことが分かっております。共働き世帯の夏休み中の子どもの昼食のことがかなり気になっていると思うのですが、放課後児童クラブでは確か基本は夏休み中は弁当持参であるというふうにお話を、そういう規定になっていると承知しております。夏休み中、昼食を取らない子が少なからずいるということが考えられます。この対策は、多くの自治体の課題になっていると思います。

ここで、愛知県みよし市が発表した、夏休み子どもに昼食提供事業というのを紹介させていただきたいと思います。

みよし市は、市内在住18歳以下の子どもを対象に、自己負担350円で昼食を提供する。低所得の子育て世代は、自己負担なしで利用できる。希望する児童生徒を登録制にして、1食550円の弁当に市が200円補助して1食350円で、市内の放課後児童クラブ、公共施設で配布する。お盆期間中は除き、休日も除くと。低所得者は無料にするというものです。まさに現在、今年6月の議会にみよし市が提案され、この提案されている議案は成立の見込みだと。今年の夏休みから実施したいというものであります。

全国で子ども支援事業を行う認定NPO法人キッズドアが子育て困窮世帯に行った調査によると、物価高騰で子どもの食事が減ったり、栄養バランスが悪化したりしていると答えた世帯は半数になり、子どもの健康状態が悪くなったのは13%に上ったとあります。所得が低いほど、影響が大きいとしています。この記事は、一部、新聞赤旗5月29日号を参考にいたしました。

これは笠間市が行った高校生の昼食提供事業と相通ずるところがあり、市内で行われて

いるこども食堂の活動とも相通ずるところがあります。ぜひ検討の上、取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞きいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） みよし市のように事業化できないかということですが、昼食提供の事業化については、提供施設、受渡し場所の保管とか保存とか、あとは料金の管理とか、アレルギーの対応などで提供施設職員の業務量が増加する課題が多く存在することがあることから、事業化は困難と考えております。

なお、市内のこども食堂を運営している団体が自主活動として、令和6年度から夏休み期間中に児童クラブの利用児童に無償でカレーライスを提供している事例とかがございます。また、市内には7か所のこども食堂が実施されております。このような地域資源の素晴らしい活動を生かしながら、民間と連携し、支援策を進めていければと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） みよし市もいきなり出してきたわけではなくて、やはり半年とか1年とか綿密な計画を立てて実現可能性を生かしながら、今回の提案に至ったというふうに考えております。

今年やることについてはいろいろな調整から難しい点があったとしても、こういう事例を参考にして、現在の夏休みの子どもの昼食提供に資するような活動を実現されるように検討を続けていただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 繰り返しの答弁になってしまいますが、それを担当する職員とかの業務量とかを考えますと、本来児童クラブ、例えば児童クラブの昼食配布とかをした場合は、そこの担当する支援員の本来の業務である児童の育成支援とか、あと安全管理等に支障を起こすので、ちょっと困難と考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それに関しましてはボランティア団体とも連携をしながら取り組んできたし、取り組んでいく計画だと、そのような話も伺っております。ぜひ、この機会に先を見定めながら、このような状況の解決のために検討を深めて、実現につなげていただくよう強く要望いたしまして、次の質問をさせていただきます。

次に、大項目3、公共交通の利便性、市民福祉向上政策について、これに入ります。

小項目①、笠間観光周遊バスについてなのですが、今年新しい仕組みで運行が始まりました。今年度の方針と現在までの実績について、前年度と比較することができれば、それも含めて簡単をお願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 笠間観光周遊バス運行事業についての御質問でございますが、笠間観光周遊バスは、主にJR常磐線を利用して笠間に訪れる観光客の、市内観光

拠点への回遊性の向上を目的として運行しております。

これまでに周遊バスの更新や運賃見直し、停留所の追加等を実施しながら運行してまいりましたが、議員おっしゃるとおり、本年4月より観光拠点間の周遊性の向上を図るため、道の駅を起点とした周遊ルートと友部駅を起点とした連絡ルートの2路線への運行へ変更しております。各停留所においては、毎時同分発とする分かりやすいダイヤへの変更、1日自由乗車券のみの販売とするなど、さらなる周遊性の強化と利便性の向上を図りながら運行を始めたところでございます。

本年4月からの利用者数につきましては、昨日長谷川議員の質問にも答弁したとおり、前年同月の比較となりますが、4月は133名の増、5月は57名の増と増加傾向にある状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 笠間観光周遊バスについては、市の担当も工夫をして、前進があったわけですね。2台体制にして、バスの便数も、友部駅と道の駅の間の運行と旧笠間市内の運行という二つに分けて、いろいろな名所、旧跡を、全部ではありませんが、一部代表的なものを観光することができるように工夫がされているなということは思いました。

市民の方から、観光ですから観光を重点にやっていると思うのですが、市民の方も結構使っている方がいるのですよね。何%ぐらい市民の方が使っていて、それで観光客が何名ぐらいか。そういうことは分かりますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市民の方がどのぐらい乗っているかというところにつきましては、これ今までの料金体系でいうと属性を分けておりませんので、市としては市民が何割、観光客が何割というところは把握はしておりませんが、特に平日については市民の方の御利用が多く、土日、祝祭日については観光客の方が多いのかなというふうには感じております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 私も市民の方から、何人かの方から御意見をいただきまして、バスのよくなった面もありますが、それからポイントごとに移動するところもよくなった点もありますが、一つは道の駅での待ち時間が長いと。20分とか40分とか、50分くらいのところも、なかった、40分ぐらいかな。そういうところもあったということと。

例えば、友部駅から笠間市立病院を経て道の駅に行く間に、北山公園の入り口から400メートルぐらいのところを通過していくのですが、そこは止まらずに道の駅に行つて、それで道の駅から今度友部駅に行くときに北山公園入り口というところを通りますが、それは穴戸駅から近くて、道の駅にはかなり遠いんですよね。そういうところから考えますと、笠間市立病院から道の駅に行く間の北山公園に入る入り口から北山公園の駐車場ま

で行って、そこのそういう通過にできるような改良ができないかということと、あともう一つの提案としては、周遊性が高まっていいのですが、これを八の字型を一つのクルーズにして、これを16分と40分のコースで、全体が56分になっていますよね、時間的には。56分の一つのコースをつくれば便数が2倍になって、もっとうまく市民の要望に応えられるのではないかなということも考えたりしましたけれども、これから検討していただいて市民の声を基にもう少し利便性を高めるような工夫ができれば、このダイヤも変更してよくなるのではないかなと思いますが、そういう検討をこれから行っていただくということについてはいかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 運行ルートの変更についてでございます。

その前に、道の駅での乗換え時間は20分間で、ゲートウエー機能である道の駅でお買物していただいて、中を見ていただいたりという時間を設けて、20分ということにしております。

運行ルートの変更につきましては、昨日の長谷川議員の答弁と同様になりますが、まだ始まったばかり、4月から変更になって始まったばかりでございます。今後、秋の観光シーズンにおける交通渋滞の影響や年間を通した運行状況、利用状況等を検証した上で、周遊バスの利用者の方から我々も御意見いただいている部分もございますので、またあと停留所を設置していただいている市内観光事業者と協議をして、よりよい改善案があれば、検討してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） よりよい案があれば検討していきたいということで、これからは必要な改善に取り組んでくださること、そのことをお願いしまして、小項目②のほうに移っていきます。

小項目②、デマンドタクシーについて、お伺いをいたします。

デマンドタクシー、今年2月から4月まで市が実施をしましたデマンドタクシーの無償化という措置は、市民から大変好評を博しておりました。

高齢者がそういうことでありまして、実績についてお伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 昨日、西山議員の質問にも答弁したとおり、デマンドタクシーの利用登録者数につきましては、本年3月末時点で8,755名、令和7年の利用人数は延べ4万4,233名となって、年間4万5,000人程度で推移しております。

今回の物価高騰対策の無料キャンペーン、令和8年2月2日から4月31日の間の実績でございますが、昨対で新規の登録者数が去年より71名ほど伸びております。利用者数につきましても、昨年は1万482名だったところが2,569人増えて、1万3,051名の御利用があったというふうに確認しております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） デマンドタクシーは市民の足として大変役に立っており、近隣の市町村の中でも笠間市のデマンドタクシー事業はいい施策だということで、そういう評判が立っていると、このように聞いております。

高齢者が安心して住み続けられるまちづくりのためにも、高齢者や運転免許返納者への無料パスの交付、これが必要があるのではないかと考えますけれども、この件についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 高齢者や運転免許返納者への対策というところでございますが、そもそもこのデマンドタクシー自体が路線バスの減少並びに交通空白地帯の解消を目的とし、高齢者であったり免許返納者であったりという方の移動手段としてつくられた制度でございます。これにつきましては、受益者負担の原則がございますので、将来にわたりこの事業を維持するためには現状の費用負担というのはやむを得ないと考えておりますので、軽減したりとかいう考えは市のほうでは持っておりません。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今のところ、無料パスの発行というのは考えていないというお話でありました。分かる部分もあるのですけれども、高齢者が安心して住み続けられるまちづくりのためにも、この費用負担については一工夫あってもいいのではないかなというふうに思います。

例えば、無料パスまでは難しいのであれば、優待パスとして例えば年額2,000円のパスを高齢者や免許返納者等に交付するとか、こういう措置も考えられるのではないのでしょうか。ほかの自治体では、県内ではありませんけれども、無料パスとか、それとか優待パスなどをつくって高齢者の支援に役立てているところもあるのですけれども、今言った2,000円というのは私が考えて出したものですが、年間2,000円の費用で高齢者に購入してもらうということも考えられるのではないかなと思いますが、そういうことを検討してもらうことができないのでしょうか。再度、質問をいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 既に、デマンドタクシーの利用者の階層というのが、高齢者の方が約8割を超えているところでございます。

繰り返しの答弁になりますが、先ほど申し上げましたように、受益者負担の原則もございますので、そのような議員提案のような事業は現在では考えておりません。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 現在考えていないというお話でしたが、これから考えていただけるようにいろいろ検討を深めて、実現につながれば、高齢者支援の安心して住めるまちにつながっていくのではないかと思います。そのことを期待しまして、大項目3は終わり

まして、次の大項目4に移ります。

大項目4、湖沼の環境保全と地域住民との共生のための対策ということで質問をいたします。

これについては、第7回環境省脱炭素先行地域の選定に関して、市内随分附にある西池下への設置が計画されている、東池のほうも計画になっておりますけれども、西池下への設置が計画されている、水上に太陽光発電パネルを設置する事業について伺います。

小項目①、湖沼の環境保全と太陽光発電パネルの水面への設置。

西池下の面積と、設置を想定するパネルの面積、設置方法等の想定している事業計画内容、この内容等をお伺いいたします。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

湖沼の環境保全と太陽光パネルの水面への設置との御質問で、事業概要並びに事業の設置面積ですとか、詳細ということでございます。

水上太陽光について最初に申し上げますと、水上太陽光とはため池の水面にフロートと呼ばれる浮体式の架体を設定しまして、その上に太陽光パネルを配置しまして発電を行うものでございます。既存のため池を活用することにより、新たな土地造成を抑制しつつ、一定規模の再生可能エネルギーの導入を図ることが可能となる手法でございます。

今回、この池に計画しているのは、こういった事業手法を予定しているものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 今回、池のほうに設置する設備について、こちらで把握していることを答弁させていただきます。

まず、東池に関しましては、池の面積が0.05平方キロメートルになります。導入の設備量に関しましては、そちらに1244.16キロワットのパネルを浮かべる予定でおりまして、水面の約50%に設置を予定しております。

先ほどありました西池に関しましては、面積が0.04平方キロメートル、設備の容量としましては1048.32キロワットの設備を導入しまして、水面の、先ほどおっしゃっていた北側の池と南側の池と分かれておりますが、それ全て合わせまして0.04平方キロメートルなので、その約30%の水面に太陽光パネルを浮かべる想定で進めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 西池の場合には、池の面積の約30%と今おっしゃいましたね。その面積を、太陽光発電パネルを設置するというふうに言っていますね。

これ地図のコピーなのですが、これが西池、これも西池で、西池の上、西池の下、この西池の上の中心部分に太陽光発電パネルを設置するという計画でよろしいのですね。

○議長（畑岡洋二君） 環境政策課長大内光広君。

○環境政策課長（大内光広君） 北側が西池の上、南側が下ということだと思いますが、計画しているのは、西池の下のほうの中心付近にパネルを設置する予定です。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 西池の中心部分の大部分を占有する、中心部分ですよ、大規模な事業ですが、自然環境、住環境への影響はどのように評価していますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 石井議員の御質問にお答えします。

この事業計画につきましては、昨年度一度、地元の水利組合の方、随分附の本郷区の方、居住者の方を対象に一度御説明を行ってございます。

今後、事業の実施に向けまして、さらに説明の範囲を広げたりしていくわけですが、議員御質問にございます環境への配慮、あるいは動植物への影響といった点につきましては、今後事業を実施していく中で、地元関係者の皆様からより多くの御理解が得られた中で、実施前に事前の調査を行うようになりますので、現時点では特にこういったものというのはいないです。

ただ、他の事例から見ますと、そういった水上太陽光が設置されていても水質への影響は少ないですとか、白鳥とか水鳥に関しても動線を考慮すれば影響なくできると、そういった事例はございます。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、環境への影響についてはこれから行っていくということなのですね。これから実施をする。時期はいつだか分からないけども、環境への影響調査については、これから実施するという事でいいのですかね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 先ほど答弁したとおりでございますが、まずは今後予定します地元関係者等々への説明会、その中でより多くの方に御理解をいただきたいというところでございます。

その上で、事業実施ということになれば、先ほど申し上げたとおりですが、動植物ですとか水質等の事前の調査というのは実施した上で進めていきたいという考えでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それは逆ではないですか。事業を実施することになってから環境影響調査をやって、環境影響調査の結果がもう出る前に事業実施を決めちゃうわけでしょう、事業実施。

そうしたら、環境影響調査というのは何のためにやるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 先ほどから申し上げていますように、まずそもそもこの事業をあの地で計画して進めることについて、地元の方々に御説明していくというものでございます。事業の実施の前に環境調査を行うと、そう申し上げております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうすると、事業を実施するという決定の前に、影響調査を行うということではよろしいのですかね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 先ほどの答弁のとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 先ほどの答弁を確認しているのですが、事業実施を決定する前に環境影響調査をやって、その調査結果を受けて決定につなげていきたいということではよろしいのですか。駄目ですか、どちらかです。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 現時点で、計画をしたということでございます。説明会を経て、事業実施の前に調査を行って進めていくということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 事業実施の前に調査を行って、その調査結果を見て、事業を実施するかどうかを決めるということではいいのでしょうか。はっきり言ってください、そのことを。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） その御理解でよろしいかと思います。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。それであれば、筋が通っているというふうに思います。

現時点では実施をしていいという合意はまだ取れていないということと、これから説明会の範囲を広げて理解をしてもらうような努力を続けていくということですが、昨年一度説明会を開いたと言うのですけれども、すごく西池の近いところの人、西池から何メートルぐらいだろうね、自宅が。五、六メートルぐらいしか離れていないところの人には全く連絡が行ってなかったということをお聞きしたのですが、そこは近隣の、ここで太陽光条例に書いてある近隣条項に該当する場所ではないのですかね。

これ、太陽光条例、「7、近隣関係者、事業区域の境界線に接する土地又は当該土地の上に存する建築物を所有する者若しくは当該建築物に居住する者をいう」というふうにこれ書いてありますけれども、この太陽光条例そのものが「市内における太陽光発電設備の設置に関し、必要な事項を定め、住環境への配慮と自然環境の保護及び地域関係者との調和に努め、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする」と非常にいいことが書い

てあって、やはり2回改正した意味があったなというふうに思います。

それから、「8、環境影響評価、事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう」ということになっておりまして、環境保全のための措置を検討しということになっておりますが、検討してその措置を実施するということですのでいいのですよね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） こちらの小項目②の御質問ともちょっと兼ね合うのかもしれませんが、まず太陽光条例、市の条例のほうに、水上太陽光のほうは対象外ということでございます。

その上でですけれども、水上太陽光の設置に当たりましては、国や関係機関からのガイドライン等々が示されてございまして、その中で先ほどの調査ですとか、設置時の施行の基準、あるいは撤去、最終的な撤去も含めた一定の方針が示されているところでございまして、我々としては一度説明会等を開催した中で地元の方の御意見なんかも踏まえ、またガイドラインも踏まえた中で、先ほど来の答弁のとおり、地元の御理解をまず得て、その上で事前の環境調査を実施して、事業に着手していくという流れを取ったものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 確かに水上発電施設はこれには何も書いていませんけれども、これは除外するとも書いてありませんよね。この太陽光発電事業と住環境との調和に関する条例は、これも含んだ市内の自然環境の保全に資するものと考えられるのではないかなと思うのですが、全く関係ないのですか、これは。

○議長（畑岡洋二君） 反問いたしますか。それとも。

○14番（石井 栄君） 小項目②とも関係ないね。分かりました。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 太陽光条例の考え方となりますと、ちょっと申し訳ありません、私のほうからは答弁しにくいのですが、現状の条例では水上太陽光は対象外であり、我々はその条例に沿ったというよりは、先ほどの答弁のとおりですが、ガイドライン等を踏まえながら進め方を考えたということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。

小項目②に移ります。湖沼の環境を守る、このために今、太陽光発電条例というのを改善する必要があるのかないのか。そのことだけ簡単に言ってください。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 14番石井議員の御質問にお答えします。

「笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例」に湖沼に関する規制を設ける計画はとの御質問でございますが、本市の条例につきましては太陽光発電設備の設置を規制する目的で設けているものではなく、発電事業と地域との調和を目的としたものでございます。ため池に太陽光発電設備を設置する行為については、ため池本来の目的である利水機能を損なうものではなく、ため池を管理する水利組合などの地域の団体にとって維持管理でのメリットがあるものと考えております。

このように、再生可能エネルギーの促進に寄与し、かつ池の有効活用にも資する試みを主として規制または抑制するような条例の改正は考えておりません。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君の一般質問を終わります。

ここで3時15分まで休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時15分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

12番田村泰之議員が退席いたしました。

10番益子康子君の発言を許可いたします。

〔10番 益子康子君登壇〕

○10番（益子康子君） 10番、政研会の益子康子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

大項目は二つ、空家対策についてと、引きこもり支援についてです。

大項目1、空家対策について。

空き家といいますと、人の住んでいない家、それが常態化しているというのが、大方の概念です。散歩中에서도車からでも見かける空き家には、まだまだ住めるのにもったいないと思えるものもあります。草が絡まり動物のすみかのようにになっているものなどもあり、空き家といっても幾つかに分類されております。

笠間市は、茨城県内でも空き家対策について率先しているまちです。といいますのは、本市は平成24年（2012年）、笠間市空き家等の適正管理に関する条例を施行、同年、笠間市空家バンク制度も開始いたしました。それから3年後、平成27年に、国が空家等対策の推進に関する特別措置法を施行。国も、この空き家問題に本格的に取り組むこととなりました。

笠間市は、観光地です。年間を通し多くのイベントがあり、多くの人を訪れます。また、自然豊かな里山を持ち、農業に従事したい人にとっても魅力あるところでもあります。そのため、当市に住みたい、またよくこの市のことを知りたいと言って連絡してくる人たちの数は、大変多いのです。つまり、この大変多い需要に対し、空き家でも、もちろん新築でもアパートでもですが、供給をどんどんしていけば、人口増加につながるわけです。

茨城県内、人口減少している市町村はほとんどですが、笠間市はその減少率は2番目に低く、2.3%となっております。人口減少を食い止めているといったところでしょうか。

空き家の所有者は、どういうことを考えているか。あるアンケートによりますと、やはり困っています。でも、どうしてよいか分からず、先延ばしにしているといったようなところでした。

空き家を利活用するには、空き家になって間もないことも重要です。笠間市は、第2次笠間市空き家等対策計画を策定、これは令和4年度から今年度の令和8年度で第2次が終了いたします。今年度の継続事業として4,206万円の予算が計上されております。今後増え続けていくであろうこの空き家問題に向け、どういう取組がよいのか。現状、対策などについて、質問してまいります。

小項目①、空き家の定義と種類について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 10番益子議員の御質問にお答えします。

空き家の定義についてでございますが、平成26年に制定されました空き家等対策の推進に関する特別措置法上の定義としまして、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態化しているものを空き家としております。また、空き家の種類でございますが、同法におきまして、その状態に応じて四つに区分しており、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の空き家を、これらを含めて特定空き家等としております。

また、現時点では特定空き家に至っていないものの、そのまま放置すれば特定空き家になるおそれのある状態、これを管理不全空き家としております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。特定空き家というのは本当にひどい状態で、その予備軍として管理不全空き家と考えてよいわけですね。

では、小項目②、なぜ空き家が問題視されているのか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 所有者等におきまして適切な管理がされず放置された空き家の場合、地域住民の住環境に大きな影響を及ぼすおそれがございます。具体的には、建築物の破損による倒壊の危険性、ごみ等の放置による衛生環境や景観の悪化、木や雑草等の繁茂または越境による生活環境の悪化、そして防犯上の危険性、台風等の自然災害時のガラスや破片の飛散など、こういったものが考えられますので、個人の問題ではなく、地域社会全体の大きな問題と捉えております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） そうですね。個人の問題ではなく、本当に地域住民に対して迷惑をかけてしまう。やはり1番は、草が伸びるとか住環境の衛生の悪化、その辺が多いのでしょうか、本当に危なくなると火災まで起きてしまいます。

では、市民からの苦情があると思うのですけれども、こういった苦情が市役所に来るのか、実態とか件数についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 市民からの苦情のまず内容でございますが、立木、雑草等の繁茂であったり越境、そしてごみ等の放置、建物の一部破損などとなります。

苦情の件数でございますが、過去3年間でお答えしますと、令和5年度は64件、令和6年度は18件、令和7年度は41件となりまして、合計で123件ございました。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） かなり多い苦情が来ているというのが分かりました。

では、そういった苦情に対して市役所としての対処方法、どういうことをしているのかお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 苦情の対処方法ですが、まず物件の現地確認をしまして、その後、所有者の情報としまして登記情報であったり、住基、水道、税情報、こういったものを確認した上で、指導に入っております。

これまでの改善した件数でございますが、過去3年間、令和5年度から令和7年度の改善件数では、合計で53件が建物の解体であったり、適正な管理により改善に至っているというものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） そうですね。やはりこれは、過去3年間で53件が改善されたということで。

人によっては定期的に、空き家を持っている所有者が事業者と提携して草刈りなどを行っているところもあると思います。ただ、遠く離れているような人では、自分の空き家が、所有している空き家が迷惑かけているというのが分からずに、遠くに住んでいるので分からないでそのまま放置しているところもあると思いますので、業者などに頼んでる人もいるので、そういったところのPRもしていただけたらと思います。

では、小項目③に移ります。空き家等の現状把握。空き家がどの辺に何件かあるのか。そういった調査は、どのようにして把握したのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 空き家等の現状把握につきましては、定期的な実態調査や

市民からの情報提供のほか、住宅土地統計調査の結果などにより把握に努めておりまして、本年度は現状把握の精度を上げるため水道情報約2,400件を活用して、改めて状況を把握する空き地・空き家調査の実施を予定しております。

なお、空き家等の所有者等は、不動産登記簿や固定資産課税情報などを確認しても特定するまでに時間がかかるケースが増えておりますが、所有者等の特定は空き家対策の基本となりますことから、関係機関と連携し調査を進めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） では、具体的に空き家の件数とか増減について、もし分かっていたら、その数字をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 令和5年住宅土地統計調査の結果でお答えをいたします。

空き家数につきましては、全国では900万2,000戸、県内では19万6,000戸となっております。空き家率にしますと、全国13.8%、県内14.1%となっております。笠間市につきましては5,333戸、空き家率としまして15.4%となっております。

これは前回調査、平成30年の5年前の調査からの推移を見ますと、空き家数は全国で約51万3,000戸の増加、空き家率は0.2%の増加、茨城県内はほぼ増減がありませんで、笠間市ですと、空き家数は約680戸の増加、空き家率としまして2.2%の増加ということになってございます。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） そうですね。人口減少に伴って空き家がやはり、少しではありますが、増えてきているというのが分かってきます。

では、アンケート調査をしたと思いますが、空き家の所有者の考え方ですか、そのアンケートから見えてきたものや課題とか、その辺の捉え方についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） これまで行ってきました空き家所有者へのアンケート調査等の結果では、空き家になるきっかけというのは居住者が亡くなったためというものが多くございます。所有者にとって維持管理にかかる手間や費用が、大きな負担になっていると考えられます。

また、今後の活用方法については、空き家を手放したい意向を示す方が多いという一方で、利活用が見込めない空き家の解体費用に対する支援、こういったものが期待されているところでございます。

以上の結果から、居住者が亡くなり急な出費等に対応ができないことであつたり、解体費用の高騰により解体工事に踏み切れず、空き家をそのまま放置してしまうというようなことが課題と考えております。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

では、小項目④に移ります。重要なことですよ。発生抑制です。空き家の発生抑制について、どのような対策をしているのか。笠間市の対策、また県でも結構ですが、伺いたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 笠間市の発生抑制の対策につきましてですが、管理不全空家になる前の対策が重要と認識をしております、おくやみハンドブックや啓発冊子による空き家にしないための情報提供や、空き家の適正管理、利活用などについての周知をしております。さらに、相続関係人が責任を持って管理するというのが必然となりますので、令和6年4月より相続登記が義務化されたことによる周知も併せて行っております。

また、特定空家を含む管理不全空家に対して指導による適正管理を促すということとともに、空き家の修繕、家財処分、解体に対する補助など、制度を拡充して推進しているところでございます。

なお、令和7年9月に株式会社クラッソーネと連携協定を締結しまして、無償で利用できるサービスコンテンツを市ホームページ、広報紙等で周知しまして、管理不全空家の発生抑制にも努めているところでございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） そうですね。空き家の発生抑制について、確かに市は、年に3回ぐらいでしょうか、冊子を折り込みで配っておりますよね。あれも大きな要因で、抑制しようという気持ちになると思います。

株式会社クラッソーネ、2025年ですから、昨年9月、笠間市と協定を締結したのですよね、空き家対策について。これは、名古屋市にある会社だと聞いております。株式会社クラッソーネはどういったことをしているのか、どういうことをしてくれるのか。内容とその成果について、伺いたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） クラッソーネと連携した取組につきましては、空き家所有者がウェブ上で情報を入力するだけで、解体工事に係る費用の概算相場を確認できる解体費用シミュレーターであったり、解体工事後の固定資産税の試算ができる固定資産税シミュレーターなどのサービスを、市ホームページにて公開しております。また、空き家の利活用等の情報発信や助言、空き家所有者向けの相談窓口の対応などを行っております。

これまでの成果ですが、令和7年9月から令和8年5月末までの9か月間で、このシミュレーターのアクセス数の合計が236件でございまして、このうち解体申込みに至った件数が5件でございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。これはウェブ上ですが、無償でやってくれる、笠間市版の解体費用シミュレーターですよね。自分がこの家を解体するにはある程度の入力が必要だと思うのですが、そうすると大体出てくる。固定資産税のシミュレーションをしてくれる。そういった意味では、これは236件の利用があったということで、これはまだまだPRをして、市民に本当に周知して行っていただきたいと思います。

修繕の補助とか、物を捨てるというのですか、中にあった古いもの、そういったものの補助も出ているということを本当に周知していけば、まだまだ古い空き家を解体したり、また利活用したりに結びつくと思いますので、その周知のほうをよろしく願いいたします。

では最後、小項目⑤に移ります。これが一番大事だと思っています。空き家の市場流通と利活用の推進についてですが、どのようにしているのか、笠間市は。そのところをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 市場流通と利活用の推進につきましては、企業誘致・移住推進課内に空家コーディネーターを2名配置しまして、空き家所有者との協議を含めた空家バンク登録の促進、所有者や利用者、利用希望者との調整や相談、不動産事業者との連携、空家活用支援補助金などの業務を行っております。

また、空家・空地バンクの登録物件に対する補助制度の充実を図っておりまして、空家バンクの成約数につきましては、平成25年度の制度開始以降、合計276件で県内トップの実績を維持しております。

なお、空家バンク制度の利用登録者につきましても現在850名が登録しており、毎年約25件の物件が成約するなど、一定の成果につながっていると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 私、前回令和5年度にやはり一般質問したのですが、そのときは空家コーディネーター1人でした。今度2人になって、やはり頑張っているなと思います。

また、茨城県内では一番の成約率ということで、ますます頑張って行ってほしいと思うのですが、850件の住みたいという人が来ているのですが、空き家の数は25件と考えてよろしいのですよね。ということは、需要に対して供給が少ないので、やはり空き家を持っている住民に周知をして、あなたの家をどうにかすれば、何ですか、経済的にもそういった収入に結びつく、そういったところの周知もどんどんして行っていただきたいと思います。

もう一つ聞きたいのは、芸術の村のサブリースについてですが、芸術の村とは、旧笠間

市にある春風萬里莊のある一帯です。春風萬里莊というのは、北大路魯山人の旧宅が北鎌倉から1965年に移築された、その家が春風萬里莊です。その移築をきっかけに、笠間にはアトリエがその一帯に40件、40戸できたわけです。そのアトリエというのは誰が住んでいるか、洋画家、日本画家、陶芸家、彫刻家、染色家、そういった芸術家たちが集まって、本当にすばらしい、個性的なすばらしいその村一帯ができたわけです。

静かな創作の場です。現在どうなっているか、あれから本当に50年以上がたちました。東側の家は大体きれいになって、修理とかリフォームされたのでしょう。とてもきれいに住んでいる人が多いです。それに対し、西側、空き家が目立っているのです。でも、その中の一つ一つの空き家を、何かサブリースとして笠間市が利用しているということを聞きまして、見に行ったら、すばらしい家でした。

では、サブリースとはどういうものか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） まず、サブリース事業につきましては、利活用可能な空き家について市が所有者から借り上げまして、必要な修繕を実施した上で、移住者等に転貸する制度でございます。

物件に関しましては、流通しやすいエリアの空き家であったり、農村地域でも、きれいなといいますか、状態のよい物件については空家バンクや一般流通で利活用が図られますので、サブリース事業では流通しにくいエリアや物件を選定して実施をしているところであります。

また、入居者については、地域活性化を担う移住者としまして、芸術家や子育て世代を公募、選定をしているところであります。

これまでの実績でございますが、先ほど議員もおっしゃられた、春風萬里莊付近の芸術の村等で実施をしました、令和5年度に実施したモデル事業においては30代男性の画家の方が入居しておりまして、令和7年においては20代の女性で陶芸家の方が入居しております。今のところ、ここ2件の実績でございますが、今年度も本戸地区の物件で芸術家の誘致に取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） そうですね。このサブリース事業、すばらしいものだと思います。笠間市が借り上げたわけではないですね、お借りしてすごくきれいに修理し、それをリースするわけですね、住む人に。それで毎月毎月お金が入るわけで、それが所有者に行くという考えでしょうか。

でも、市としての持ち出しはほとんどないとお聞きしましたが、その辺のところもちょっとお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） このサブリースに係る事業費につきましては、市がかかる事業費につきましては、空き家の所有者への賃貸料、それから修繕費用、家財道具等の処分費用、こういったものが事業費の費用としてかかりまして、これを全体の事業費を10年間で割り返しまして入居者の家賃を設定して、家賃で回収をしているところであります。

なお、この事業に対して国庫補助金の対象となる部分については、2分の1の補助金を頂いて実施している事業でございます。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） サブリース事業も3年目となっているようです。

では次に、かさちょこHOUSEについてお尋ねいたします。かさちょこHOUSEというのは、ちょっとだけ移住体験をしてみたい人が宿泊する宿です。前は、つつじ公園の中腹にはちょっと日本風なおうちがあったと思うのですが、今度変わって、とてもいい場所に新しいところに移ったようです。

空家バンクを利用したい人も、やはり笠間のことを知りたいということで、かさちょこHOUSEに何日間か住んで笠間の様子を見たりとか、そういったもので空き家を利用する人たちも、そこに、何ですか、かさちょこHOUSEを利用すると思いますので、そのかさちょこHOUSEとはどういうものか。また、その稼働率と、1泊幾らぐらい払えば住めるのか、その辺のところお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 移住体験施設の内容としましては、笠間市への移住を検討している方や笠間市の暮らしを体験したい方などを対象に一定期間滞在し、笠間市での暮らしぶりを体験できる施設でございます。

今年度より、議員おっしゃられたように、つつじ山のところにありました旧移住体験施設から、より利便性が高く便利な暮らしを体験いただけるよう、友部地区になりますが、笠間中央のLAB FIELD内に施設を変更して実施をしているところであります。

料金につきましては、光熱水道費として1組につき1泊2,000円を設定しております。

稼働率につきましてはですが、稼働率ですね、清掃等の施設管理日を除いた使用可能日に対する稼働日でございます。過去3年間ですと、令和5年度は85%、令和6年度は69%、令和7年度は80%になっておりまして、比較的高い稼働率で利用がされているというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 稼働率はなかなかすごいなと思って、聞いておりました。

私個人の考えといたしましては、今、かさちょこHOUSEは町なかにあるのですよね。ですから、今度、何ですか、山とかそういった地方のほうに、古民家を利用してリフォームして、古民家のような、そうですね、昔風の家体験ということで、かさちょこHOUSEナンバートーができたかと、希望ですが、なかなか大変だと思いますが、そういうこ

とも考えていけばいいかなと思います。

また、空き家を民泊として利用する方もいると思います。そういった、あとサブリース的なもの、今度3年目頑張っているということなので、その辺をどんどん頑張って進めていっていただきたいと思います。大項目1を終了いたします。

大項目2、引きこもり支援について。

ひきこもりとは病名ではなく、引き籠っている状態のことを指している言葉です。誰にでも起こり得ることです。笠間市としても茨城県としても、様々な相談窓口があります。しかし、そこにつなげること、そういった相談窓口に行くこと、それがなかなか厳しい状況です。

引き籠っている本人も支えている家族も、現時点での経済面を含めた不安は多くあると思います。また、一番は将来への不安、これも計り知れないと思います。まずは、不安を取り除くこと。その一つが、やはり伴走者の存在、安心と信頼の下、相談できる人がいればいいし、そういう機関も重要です。

2024年1月から1か月間、茨城県笠間市の住民、男女おのおの2,000人ずつにアンケート調査をしたというものがあります。それは四つの機関、茨城大学、県立こころの医療センター、東洋学園大学、国立研究開発法人科学技術振興機構、略してJSTというのですが、これは近年ひきこもり状態への支援の必要がとて高まっているのですが、ひきこもりをどのような特徴で定義するか、これまでほとんど議論されていなかったからというもので、政府による全国調査において一般的に用いられる社会的ひきこもりの基準と、最近提案されている精神科のひきこもり基準の両基準で調査をしたというものでした。

最後の今後の展開という中には、定義や母集団の特徴の違いが明確にされなければ、ひきこもりについて誤った解釈が起こる可能性があるので注意が必要です。また、ひきこもりは、やはり診断名ではなく状態像であることを理解し、引きこもりの概念を過度に医療化せず、正しく評価し、精神保健福祉の観点から多角的に対応することの認識も重要と書かれております。

では、小項目①、ひきこもりとはについて、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 10番益子議員の御質問にお答えいたします。

ひきこもりとはとの御質問でございますが、平成22年に制定されました厚生労働省のガイドラインでの考え方では、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的に6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続ける状態とされておりましたが、令和7年1月の改定では単に自宅に閉じ籠っているという外見的な行動だけでなく、社会的に孤立し深い孤独や多様な生きづらさを抱えながら周囲に助けを求められずに孤立している状態とされ、これまでの原則6か月以上家庭にとどまり続けている状態という期間や場所の基準が見直されました。このため、ひきこもりを始めて間もない初期段階や、たとえ外出がで

きていたとしても本人が社会的に孤立し内面的に深い孤独を感じていれば、ひきこもり状態にあると捉えることとなりました。

改定により、ひきこもりの定義が状態を表すだけでなく、本人の生きづらさや孤立という内面の状態にも着目する考え方が示されました。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） この考え方はすごく、6か月とかいうものに縛られずによかったと思っております。確かに、生きづらさを抱えて困難を感じている状態、他者との交流が限定的、孤独を感じているその人とその家族を対象ということで、よかったと思います。

では、小項目②に移ります。なぜ、ひきこもりが問題なのか。その辺のところをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） ひきこもりの問題点についてとの御質問でございますが、ひきこもりの期間の長期化や本人及び家族の高齢化、周囲に助けを求められない孤立化にあると考えております。本人や家族だけで解決しようと抱え込むことでさらに社会との接点が少なくなり、より問題が複雑化、深刻化していく傾向にあると考えております。また、ひきこもりは、本人だけでなく、家族の精神的、経済的な負担も大きなものと考えております。

そのことから、市では本人のみならず、家族への支援も一体的に行っております。また、これらを未然に防ぐためには、従来の基準にとらわれない早期の把握と、若年期における孤立化させない早期の対応が不可欠であると考え、関係機関が一体となりまして、ひきこもりアウトリーチ事業や、eスポーツを活用したひきこもりサポート事業、社会的孤立、孤独を防ぐ教育プログラムなどを実施するなどし、様々な取組を実施しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） やはり、本人、家族だけで抱えないことが重要です。

小項目③に移ります。笠間市の現状、ひきこもりの現状について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 本市におけますひきこもりの状態についてという御質問でございますが、本市では、令和元年度に民生委員や市内の介護事業所のケアマネジャーなどによる現状把握のための調査を行ったところでございます。

その結果、男性67名、女性25名、合わせて92名がひきこもり状態にあるということを把握しております。その方々を現在の年齢に置き換えて申し上げますと、平均年齢では54歳、年齢別で申し上げますと50代が最も多く27名、次いで40代が22名となっております。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

では、これから重要な小項目④に移ります。支援体制についてです。こういった支援体制が笠間市にはあるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 先ほども申し上げましたが、アウトリーチ事業であったり、eスポーツを活用した事業等を実施してございます。

その一つであります、eスポーツを活用したひきこもりサポート事業について御説明させていただきますと思います。

eスポーツとは、コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉えたもので、複数のプレーヤーやチームがインターネットや専用の通信回線を通じて一定のルールや勝敗を競い合うものでございます。自宅からオンラインで参加できるため、参加へのハードルが低いという特徴があり、オンラインでのチームプレーを通じて、自宅に居ながら他者とのコミュニケーションや社会性を身につけることができ、ひきこもり支援のアプローチとして有効な手段であると考えてございます。

そのことから、オンラインを活用したeスポーツ教室を開催し、ひきこもり児童の協調性や社会性の育成、新たな居場所づくりの提供などの支援を関係機関と連携し行っております。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

eスポーツがなぜいいのかと言いましたら、やはり他者との関係もできる。そして、複数のプレーヤーと一緒にやるということで、やはりその関わりができてくるということで、これは笠間市の新規事業として、今年度352万円の予算がつけられておりました。これは、eスポーツ、どういうものか分からなかったので、よかったと思います。

アウトリーチ事業についても、ちょっと具体的にお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） ひきこもりアウトリーチ事業についての御質問でございますが、本市ではひきこもり状態にある方の社会参加を支援することを目的といたしまして、令和2年度から県立こころの医療センターと連携いたしまして、精神の専門職や支援者がチームを組み、ひきこもりの方の自宅を訪問し支援する、ひきこもりアウトリーチ支援事業を実施してございます。

本事業では、必要に応じ精神科治療を行いつつ、本人との面談を重ね、福祉的支援や経済的支援、就労支援など本人の社会参加に向けた支援を提案しながら、本人の目標を設定し、それに向けた支援を多方面から行っているところでございます。また、それと同様に、家族への支援といたしまして、本人の状態に応じた関わり方を助言するなど、家族の精神的な負担の軽減も図っているところでございます。

その結果、障害のある方が就労支援サービスや、社会福祉協議会が実施しておりますひ

きこもりサロン「さんぽみち」などへの参加につながるなど、社会参加を果たされた方もいらっしゃいます。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） やはり、引き籠っている家族、本人から来るのではなく、このアウトリーチ事業というのは、とても大切だと思います。誰が担当するかというと、もちろんケアマネだったり、民生委員だったり、いろいろな専門家だと思います。

では、この社会福祉協議会の事業としている「さんぽみち」、どういうものか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 社会福祉協議会が実施してございます、ひきこもりサロン「さんぽみち」では、毎月第4金曜日にひきこもり状態にある方の社会参加を目的にお茶を飲みながら雑談やゲームを行い、参加された方の心が少しでも軽くなるよう、ほっとつけるような場として提供してございます。

また、専門職によります個別の相談等も実施いたしまして、自立や就労に向けた、自ら一歩踏み出すための後押しというものも行っている事業でございます。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

月に1回の引き籠っている人たち、家族もよろしいのですが、居場所として社会福祉協議会の2階の座敷の部屋に大体畳の部屋がありまして、集まっていろいろな交流をしているとのことでした。

私も令和5年度ぐらいから、できるだけ参加させていただいております。先月は、5月22日、調理実習がありました。調理実習の日は、午前中からです。スタッフと引き籠って通って来てくれる方、総勢十数人でした。午前中に集合し、まずは買い出しに行きます。そして、戻ってから調理をして、みんなで食べるということでした。

やはり、その中のちょっと事例ですが、1人の女性はもう中年に差しかかっております。高校卒業後、就職したわけですが、そこで何があったのかは分かりませんが、詳しいことは、仕事が合わず辞めてしまいまして、その後ずっと家庭にいたとのことでした。ただ、家事は担当していたので、買物もとても上手にできます。料理も、とても上手にできるのです。もちろん口数は少ないので、こちらが話しかけようとかすんとか短い言葉で言いますが、自分からは話しかけてはきません。でも、料理のことでは、とても力を発揮しておりました。毎月毎月、この方はきちんと月に1回は来てくれています。そこから、地元の一つのグループへの参加も決まったようで、もちろんその地元のグループはボランティアグループなので、自分から自動的にというか、あんまり積極的にはやらないのですが、そのグループに参加できた、地元の人と顔のつながりができたということで、これはよかったケースだと思っております。

もう一つの事例は、1人のまだ若い男性です。ここの「さんぽみち」にどういう感じで通ったのか分かりませんが、毎月通ううちに自信がついてきたのか、ほかのまちのこのような居場所にも行くようになったのです。そして、もちろん収入がないので免許も取れなかったのですが、ただ外に出れるようになったので親が免許を取らせてくれて、車も今乗っております。そして、この彼の夢は、ピアサポーターとして自分のこういった大変な経験を利用して、そういった人たちの協力をしたいという夢を持っております。もちろん収入には結びつかないまでも、彼の社会参加が実現できているし、心も開放されていっているように思いました。

ですから、ここにつなげるための方策としまして、もちろんケアマネジャーからの連絡もあると思います。ただ、民生委員の集まりは必ずあるので、そこで「さんぽみち」のスタッフに10分か15分間、その「さんぽみち」はもちろんお茶会もします。そして、お茶会のおときはお茶をたてたりお茶を飲んだり、そしてまたお花を生けたりという、そういった内容もありますので、とても自分では、何ですか、無理にやらなくてもいい、やらなければ外でちょっとじっと見てればいいだけです。そういった、何ていうのかな、不安がないので、そういうところにつなげていってほしいと思いますので、そういった民生委員の集まりにその話を聞いてもらえる時間を設けることは可能でしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 民生委員の会合というのは、毎月定例会ということで実施されてございます。運営自体は、民生委員のほうでその日の議論等を検討し、実施しているところでございますので、そういった働きかけというものはやっていけるのではないかとこのように考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終了いたします。

○議長（畑岡洋二君） 10番益子康子君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、15日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時58分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 西 山 猛

署 名 議 員 石 松 俊 雄